提　　言　　書

平成３０年９月

長 崎 県 市 長 会

長崎県内１３市の市政推進につきましては、かねてより格別のご高配とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

県内全市においては、行財政改革に懸命に取り組みながら、複雑多様化する住民のニーズに的確に応え、個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図っているところでございます。

しかしながら、地方自治体を取り巻く行財政環境は年々厳しさの度を増してきております。

人口減少・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、国と地方が一体となって取り組み、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくためには、地方創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施していく必要がございます。

つきましては、復興・防災対策、日本経済の再生、災害に強く活力ある国土･地域づくりの推進等の諸課題もあり、大変厳しい行財政運営の状況下ではございますが、住民に身近な行政を担う基礎自治体の事情を十分にご賢察いただき、政府予算の編成等にあたりましては、次の事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成３０年９月

長崎県市長会会長
長崎市長　田　上　富　久

長　崎　県　市　長　会

長崎市長	田　上　富　久
佐世保市長	朝　長　則　男
島原市長	古　川　隆三郎
諫早市長	宮　本　明　雄
大村市長	園　田　裕　史
平戸市長	黒　田　成　彦
松浦市長	友　田　吉　泰
対馬市長	比田勝　尚　喜
壱岐市長	白　川　博　一
五島市長	野　口　市太郎
西海市長	杉　澤　泰　彦
雲仙市長	金　澤　秀三郎
南島原市長	松　本　政　博

第123回長崎県市長会提言事項提出先一覧表

提言事項		提出先	内閣総理大臣	内閣官房長官	内閣府特命担当大臣	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣
1	都市財政の拡充強化に関する提言について														
	1	都市財政の充実強化について	○	○		○			○	○				○	
	2	地方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について	○	○	○				○						
	3	条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について	○	○		○			○						
	4	地方消費者行政の拡充への支援等について	○	○	○	○			○						
	5	国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について	○	○		○			○						
	6	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	○	○		○			○						○
	7	公共下水道への財政措置の拡大について	○	○		○			○					○	
	8	廃棄物処理対策の強化について	○	○		○			○				○		○
	9	海岸漂着物対策の財政支援措置について	○	○		○		○	○						○
	10	治水事業に対する財政措置等について	○	○		○			○					○	
	11	地方バス路線維持対策について	○	○		○			○					○	
	12	水道事業に対する財政措置の強化について	○	○		○			○		○				
	13	急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について	○	○		○			○					○	
	14	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について	○	○		○			○					○	
	15	離島航空路線の維持について	○	○		○			○					○	
	16	離島地域における燃油コスト等の格差是正について	○	○		○			○					○	
	17	半島航路の維持・確保について	○	○		○			○					○	
	18	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	○	○		○			○		○				
	19	世界遺産に係る財政支援措置について	○	○		○			○	○					
	20	市街地再開発事業に対する財政支援措置について	○	○		○			○					○	
	21	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について	○	○		○			○						
	22	現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について	○	○		○			○						
	23	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	○	○		○			○	○					
2	合併市町村への支援策の充実に関する提言について														
	1	合併算定替に替わる新たな財政支援措置について	○	○		○			○						
3	国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言について														
	1	医療保険制度改革について	○	○		○			○		○				
	2	当面の措置及び制度運営について	○	○		○			○		○				
	3	特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて	○	○		○			○		○				
4	地域医療保健の充実強化に関する提言について														
	1	地域医療における医師確保対策等について	○	○		○			○	○	○				
	2	フッ化物洗口に対する新たな制度創設について	○	○		○			○		○				

第123回長崎県市長会提言事項提出先一覧表

提言事項		提出先	内閣総理大臣	内閣官房長官	内閣府特命担当大臣	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣
5	福祉施策の充実強化に関する提言について														
	1	保健福祉施策等の充実強化について	○	○		○			○	○	○				
	2	障害者福祉施策の充実強化について	○	○		○			○		○				
	3	「子ども・子育て支援新制度」施行に係る確実な財源確保について	○	○	○	○			○		○				
	4	放課後児童クラブに係る財政支援の充実について	○	○		○			○		○				
6	介護保険制度等に関する提言について														
	1	第１号被保険者の保険料について	○	○		○			○		○				
	2	介護従事者の人材確保について	○	○		○			○		○				
7	生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について														
	1	大気汚染の防止対策について	○	○		○			○						○
	2	九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の火山監視・観測・研究体制の充実強化について	○	○		○			○	○					
8	九州新幹線等の整備促進に関する提言について														
	1	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	○	○		○			○					○	
	2	県下幹線鉄道の整備改善について	○	○		○			○					○	
	3	JR長崎本線連続立体交差事業の促進について	○	○		○			○					○	
	4	地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について	○	○		○			○					○	
9	高速道路網等の整備促進に関する提言について														
	1	道路整備の安定的財源確保について	○	○		○			○					○	
	2	道路網の整備について	○	○		○			○					○	
	3	道路事業における補助制度の拡充について	○	○		○			○					○	
	4	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業（道路事業））の期間撤廃について	○	○		○			○					○	
	5	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について	○	○		○			○					○	
	6	港湾の整備促進について	○	○		○			○					○	
	7	所有者の所在の把握が難しい土地への対応について	○	○		○	○		○			○		○	
	8	公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について	○	○		○			○					○	
10	農林水産業の振興に関する提言について														
	1	農業の振興対策について	○	○		○			○			○			
	2	水産業の振興対策について	○	○		○			○			○			
11	地域経済の活性化に関する提言について														
	1	地域経済牽引事業への支援措置について	○	○		○			○				○		
	2	九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について	○	○		○			○					○	

国への提言事項目次

第１　都市財政の拡充強化に関する提言について ----------Ｐ 1
　１　都市財政の充実強化について ----------Ｐ 1
　２　地方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について ----------Ｐ 4
　３　条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について ----------Ｐ 5
　４　地方消費者行政の拡充への支援等について ----------Ｐ 5
　５　国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について ----------Ｐ 6
　６　浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について ----------Ｐ 6
　７　公共下水道への財政措置の拡大について ----------Ｐ 6
　８　廃棄物処理対策の強化について ----------Ｐ 7
　９　海岸漂着物対策の財政支援措置について ----------Ｐ 9
　10　治水事業に対する財政措置等について ----------Ｐ 9
　11　地方バス路線維持対策について----------Ｐ10
　12　水道事業に対する財政措置の強化について ----------Ｐ10
　13　急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について ----------Ｐ10
　14　離島航路事業に対する財政支援の拡充等について ----------Ｐ11
　15　離島航空路線の維持について ----------Ｐ12
　16　離島地域における燃油コスト等の格差是正について----------Ｐ12
　17　半島航路の維持・確保について----------Ｐ12
　18　社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について ----------Ｐ13
　19　世界遺産に係る財政支援措置について ----------Ｐ14
　20　市街地再開発事業に対する財政支援措置について ----------Ｐ14
　21　大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について --------Ｐ15
　22　現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について ----------Ｐ15
　23　公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について ----------Ｐ16
第２　合併市町村への支援策の充実に関する提言について ----------Ｐ38
　１　合併算定替に替わる新たな財政支援措置について ----------Ｐ38
第３　国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言について ----------Ｐ42
　１　医療保険制度改革について ----------Ｐ42
　２　当面の措置及び制度運営について ----------Ｐ43
　３　特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて ----------Ｐ43
第４　地域医療保健の充実強化に関する提言について ----------Ｐ45
　１　地域医療における医師確保対策等について ----------Ｐ45
　２　フッ化物洗口に対する新たな制度創設について ----------Ｐ46
第５　福祉施策の充実強化に関する提言について ----------Ｐ48
　１　保健福祉施策等の充実強化について ----------Ｐ48
　２　障害者福祉施策の充実強化について ----------Ｐ49
　３　「子ども・子育て支援新制度」施行に係る確実な財源確保について --------Ｐ49
　４　放課後児童クラブに係る財政支援の充実について ----------Ｐ50

第６　介護保険制度等に関する提言について ----------Ｐ52
１　第１号被保険者の保険料について ----------Ｐ52
２　介護従事者の人材確保について ----------Ｐ52
第７　生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について ----------Ｐ54
１　大気汚染の防止対策について ----------Ｐ54
２　九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の
火山監視・観測・研究体制の充実強化について----------Ｐ54
第８　九州新幹線等の整備促進に関する提言について ----------Ｐ57
１　九州新幹線西九州ルートの着実な整備について ----------Ｐ57
２　県下幹線鉄道の整備改善について ----------Ｐ57
３　ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の促進について ----------Ｐ58
４　地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について ----------Ｐ58
第９　高速道路網等の整備促進に関する提言について ----------Ｐ60
１　道路整備の安定的財源確保について ----------Ｐ60
２　道路網の整備について ----------Ｐ60
３　道路事業における補助制度の拡充について ----------Ｐ62
４　公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業（道路事業））の
期間撤廃について ----------Ｐ62
５　社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の
緩和について ----------Ｐ62
６　港湾の整備促進について ----------Ｐ63
７　所有者の所在の把握が難しい土地への対応について ----------Ｐ63
８　公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の
交付手数料の免除制度の拡充について ----------Ｐ63
第10　農林水産業の振興に関する提言について ----------Ｐ72
１　農業の振興対策について ----------Ｐ72
２　水産業の振興対策について ----------Ｐ74
第11　地域経済の活性化に関する提言について ----------Ｐ77
１　地域経済牽引事業への支援措置について----------Ｐ77
２　九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊
影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について----------Ｐ77

（第１）都市財政の拡充強化に関する提言について

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

１.都市財政の充実強化について

（１）地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

② 税源の偏在が小さく安定性を備えた地方税体系を構築するため、地方消費税の充実・強化を確実に実行すること。

特に、消費税・地方消費税率１０％引き上げの度重なる延期（平成２７年１０月から平成２９年４月への延期に続き、平成３１年１０月へ更に延期）や軽減税率制度の導入が社会保障の充実・安定化に影響を与えないよう国の責任において、必要な財源を確保すること。

また、地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の創設及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うこと。

さらに、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成２７年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持すること。

④ 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図ること。

また、償却資産に対する平成 28 年度及び平成 30 年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、減収分について確実な財源措置を講じるとともに、今後新たな特例措置を設けないこと。

（資料 1-1 参照）

（２）一般財源の総額確保等について

① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる平成３０年度の地方財政計画について、公共施設等適正管理推進事業費の拡充や平成２７年度に創設されたまち・ひと・しごと創生事業費が引き続き確保される一方、歳出特別枠の廃止が行われている。当該見直しにあたっては、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。

特に、全国市長会において、「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」から、都市自治体の基幹税の充実を通じて、国民健康保険や介護保険、障がい者福祉などの対人社会サービスや、人づくり・教育に関する分野の財源を確保するよう提言がなされていることから、所要の一般財源について確保を図ること。

② 地方交付税の財源不足額への対応として発行している臨時財政対策債は、平成３０年度の地方財政計画においては約４兆円となっており、地方への負担転嫁や負担の後年度への先送りにつながっていることとなる。

恒常的に生じている財源不足額への対応については、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとするとともに、トップランナー方式による基準財政需要額の算定方法の見直しについては、各団体の状況を十分に踏まえたものとすること。

また、平成２８年度の算定から平成２７年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を拡充されているが、引き続き必要な補正を行うこと。

（３）国庫補助負担金の見直し等について

① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増

加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。

③ 東日本大震災・熊本地震被災地の復旧、復興については、財政措置を含め十分な対策を講じるとともに、被災地以外の各自治体に対する国庫補助負担金の配分についても、必要な公共事業の執行に支障が生じないよう留意すること。

④ 障害福祉のうち地域生活支援事業などについては、超過負担が生じていることから、地方自治体の財政運営に支障をきたしており、これらの国庫補助負担金の超過負担をすみやかに解消すること。

また、現在進められている幼児教育の無償化については、国が責任を持って財源を確保すること。

⑤ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

（４）施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

特に、義務教育施設については、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、必要な財源及び国庫負担等の事業量を確実に確保するとともに、実態に応じた建設物価を反映した単価設定を行うこと。

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるため財産処分基準の一層の弾力化を行うこと。

（５）住宅・建築物のアスベスト改修事業の継続について

住宅・建築物アスベスト改修事業に基づく、民間建築物に対するアスベスト含有調査及び除去等に係る補助を、平成３３年度以降も継続すること。

（６）無電柱化事業の財政措置の拡大について

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、平成２８年１２月に「無電柱化の推進に関する法律」が成立、施行され、地方においても無電柱化を推進することが求められている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、また事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、無電柱化に係る技術革新を促すとともに、関係予算を確保し、地方公共団体の負担を軽減するための総合的かつ積極的支援に取り組むこと。

２．地方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について

国の地方創生に関する地方への財政支援については、平成３０年度地方財政計画に、まち・ひと・しごと創生事業費が平成２９年度に引き続き１兆円確保されたところであるが、平成３１年度以降も確保すること。

平成３０年度の地方創生推進交付金について、平成２９年度と同額の１，０００億円を確保した上で、交付決定時期の早期化など運用の弾力化が図られたことは、地方自治体の本格的な事業展開を可能とするものであるが、地方自治体が地域性を考慮した自主性・主体性をもった自由な取組みが行えるよう、引き続き弾力的な取扱いを行うとともに、交付金申請に関する事務手続きについてできる限り簡素化すること。

また、地方がこの地方創生の取組みを推進していくためには、未来への投資の基盤あるいは生産性向上に資する施設整備への継続的な国の支援が必要不可欠であることから、地方創生拠点整備交付金による支援を安定的・継続的に実施するとともに、弾力的な運用を図ることにより、施設整備需要に適切に配慮すること。

さらに、少子化対策などの人口減少対策については、ソフト・ハード両面からの中長期的な観点からの総合的な取組みが必要であることから、国の支援措置についても単年度ではなく継続的な支援を講じること。

３．条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について

スマートフォン等の普及により、無線による高速通信サービスも提供され始めており、今後、新たな無線技術を用いたより高速なサービスの提供も見込まれる。すべての世帯で超高速ブロードバンドが利用可能となるよう、条件不利地域における超高速ブロードバンド整備について、民間通信業者による基盤整備を促進する財政及び技術的な支援措置並びに整備後の維持管理に対する支援措置を新たに講じること。

４．地方消費者行政の拡充への支援等について

（１）消費生活相談員の育成及び消費者被害防止対策について

地方においては、消費者安全法に定める専門の資格を有する消費生活相談員（みなし合格者を含む。）が少なく、消費生活相談員の確保が困難な状況であることから、相談員の確保と育成に向けた地方での講習や試験の実施等について対策を講じること。

また、成人年齢の引き下げに伴う若年者の消費者教育等に取り組むための知識・技術を十分取得できるように研修の充実等の対策を講じること。

併せて、 地方消費者行政推進交付金が逐次活用期限を迎える中、新たな地方消費者行政強化交付金については、対象となる事業が限定されており、補助率も２分の１以内と限定されるため、地域の実情にあわせた事業の実施が難しくなることから、推進交付金と同じ全額補助とし、交付金対象事業として各々の地方公共団体が実施する重要な事業についても対象とすること。

（資料 1-2 参照）

（２）全国消費生活情報ネットワーク・システムの改善について

ＰＩＯ－ＮＥＴ（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）は、平成２７年１０月に新たなシステムに移行されてから２年が経過し、消費者被害の共有化を図るという目的を達成している。一方で、即時に情報が反映されない、また、入力データが多岐にわたっていることから入力作業に時間を要するなど操作性の面において、問題点も多々見受けられ、入力作業が消費生活相談員の負担となっている。早急にシステムの改修を図ること。

５．国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について

（１）地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

（２）ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃に対する対応策の整備について

ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

６．浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について

浄化槽設置にかかる市民の費用負担を軽減するため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備に係る財政措置の拡充を図ること。

また、浄化槽維持管理費に関しても下水道使用料との差があり、不公平が生じていることから、適正な浄化槽維持管理を実施してもらうための維持管理費に対する財政措置の制度を創設すること。

（資料 1-3 参照）

７．公共下水道への財政措置の拡大について

（１）公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るとともに、特に、施設の耐震化や老朽化に伴う改築・更新事業に対する「防災・安全交付金」の予算額を確保すること。

（２）下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金の効果促進事業では、加入促進事業等への充当が可能とされているが、普及率が低い自治体においては施設整備を優先する必要があり、また普及が進んだ自治体においても、施設の耐震化や改築・更新が必要となるため、加入促進に対する財源を確保することが困難であることから、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

（資料 1-4 参照）

（３）下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ 、平成 29 年 12 月 22 日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の事業については重点化の方針が示された。下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であり、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されており、下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされている。

また、平成５年度には公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

８．廃棄物処理対策の強化について

（１）廃棄物処理施設等について

① 市町村合併等に伴う一般廃棄物処理施設の集約化にかかる旧施設の解体撤去工事費については、ダイオキシン類による環境汚染の防止等に多額の費用を要していることから、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事の場合も財政措置の対象とすること。また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

② 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業については、幅広く財政措置の対象とする等、交付要件を緩和するとともに、マテリアルリサイクル推進施設の基幹改修についても財政措置の対象とすること。

③　一般廃棄物処理施設の整備に係る循環型社会形成推進交付金については、交付金の不足が生じると厳しい財政に多大な影響を与え、施設整備の遅滞等により適正な廃棄物処理が行えない事態に陥ることさえ懸念されることから、地方公共団体の健全な財政運営及び適正な廃棄物処理事業の執行のため、予算確保及び制度の安定化を図ること。

（２）容器包装リサイクル法について

容器包装廃棄物発生抑制の一環として、使い捨て容器の製造・販売を規制する法令整備及び再利用可能な容器、いわゆるリターナブル容器の使用・回収が確実に行われるデポジット制度については、全国一律の制度として、課題となっている回収率や回収コスト等の解決を図り、法制化を早期に実施すること。

（３）家電リサイクル法について

①　特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める前払い制度を導入すること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図ること。

②　家電リサイクル法については、いわゆる家電４品目だけでなく、電子レンジ等の大型・重量家電品について対象品目とするなど制度の改善を図ること。

③　指定引取場所については、家電リサイクル制度を支える仕組みとして、家電４品目の能率的かつ円滑な引渡しが確保されるよう､離島地区を含め、すべての市に設置するなど適正な配置を行うこと。

④　家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体が積極的にその対策に取り組めるよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築すること。

（４）小型家電リサイクル法について

小型家電リサイクル制度に伴って自治体に新たな財政負担が生じる場合は、国において財政支援措置を講じること。

（５）廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について

廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任

で回収する仕組みを構築すること。

また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備すること。

９．海岸漂着物対策の財政支援措置について

（１）財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第２９条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率１０分の１０の全額国費により賄われていたが、平成２７年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率１０分の１０に戻し、全額国費による対応とすること。

（資料 1-5 参照）

（２）支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。

10. 治水事業に対する財政措置等について

（１）河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついては、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

（２）治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、自治体においては、浚渫を国の補助事業や起債事業とする制度がないため、一般財源のみで実施していることから、すべてに対応することが困難な状況である。よって、国においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充を図ること。

（資料 1-6 参照）

11. 地方バス路線維持対策について

平成２３年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充実が図られているが、地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の補助要件緩和等、市町村が実施する施策に対する財政措置の充実・強化を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の撤廃等補助要件の緩和を図ること。

併せて、バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、国境離島新法の航路運賃の低廉化と同様にＪＲ並み運賃となるように支援できる制度を構築すること。

さらに、乗合バス事業者等が事業用自動車を購入する場合に、車両減価償却費等国庫補助及び公有民営補助における車両の補助要件を緩和すること。

（資料 1-7 参照）

12. 水道事業に対する財政措置の強化について

再構築事業及び耐震化事業について

近年の水道事業は、高度経済成長期に整備された管を含む施設が一斉に法定耐用年数を迎え、更新需要の増大が見込まれている。また、東日本大震災や熊本地震など大規模地震が発生し、大きな被害をもたらしており、地震に備え、施設や管路の耐震化も喫緊の課題となっている。老朽化した施設の更新や耐震化については多額の費用を要し、厳しい財政状況等の理由から管路の経年化率は上昇する一方で、耐震化は思うように進んでいないのが現状であることから、水道基幹施設の再構築事業に対しては、浄水施設・送水施設等を始め、老朽化した施設や管の更新事業を含めた、耐震化事業に対する補助採択基準の拡大及び必要な予算額の確保を行うこと。

（資料 1-8 参照）

13. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

（資料 1-9 参照）

14. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について

（１）補助制度の柔軟な対応等について

平成２３年度より実施された地域公共交通確保維持改善事業の中に、離島航路に対する支援も盛り込まれているが、あらかじめ計画に計上されていない船舶の老朽化等に伴う想定外の経費についても補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、ジェットフォイルや海上運送法第２０条第２項に規定する人の運送をする不定期航路事業などについて離島航路補助制度を適用するよう見直しを行うこと。

旅客運賃の低廉化については、国境離島新法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に基づき引き続き財源を確保するとともに、対象地域に限らず全ての離島航路についてＪＲ等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

（２）貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。

（３）貨物航路の安定的な運航について

ガソリン、プロパンガスなど住民の生活必需品を輸送する貨物航路について、航路変更又は廃止の場合における事前届け出の義務付けなど、航路の安定的運航の確保のために必要な法整備を行うこと。

（４）離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも２５年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、船舶共有建造制度において、特別の配慮がなされ、償還期限の延長等がなされているが、航路事業者の負担

は変わらないことから、ジェットフォイルの重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、その償還に対して助成を行うなどの補助制度を創設すること。

（資料 1-10 参照）

15. 離島航空路線の維持について

現在、離島三市（五島市、壱岐市、対馬市）と長崎空港及び福岡空港を結ぶ航空路線は、地域市民にとって主要な交通手段であり、交流人口の拡大に繋がっているが、地方航空会社が運航している路線において、機材の不具合による長期間の欠航が相次いでおり、機材の更新が早急の課題となっている。

しかしながら、離島航空路線運航費等補助金を受けている地方航空会社では、機材を更新するための経費が大きな負担となっていることから、地方航空会社と航空路線の安定的な維持を図るため、航空機等購入費補助金並びに離島航空路線運航費等補助金を拡大すること。

（資料 1-11 参照）

16. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について

離島のガソリン価格については、平成２３年度から、補助制度が設けられ、平成２４年６月に補助単価の見直しが行われたが、未だに本土との価格差が見られるため、制度を見直すとともに離島における揮発油税ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

（資料 1-12 参照）

17. 半島航路の維持・確保について

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

（１）価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

（２）船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

（３）貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

（４）地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

減免額相当分に対する支援や、半島地域以外の対岸自治体への航路の確保維持に係る財政支援制度の創設などを行うこと。

（５）観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路のＰＲや広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

（資料 1-13 参照）

18. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について

（１）マイナンバーカード（個人番号カード）の申請・交付事務について

マイナンバーカードの交付事務においては、本人確認手順や代理人への交付手順が煩雑であることや、Ｊ－ＬＩＳ（地方公共団体情報システム機構）にて作成されたマイナンバーカードは交付前に設定の処理が必要であることなど、市町村にカードが送付されてすぐ対象者に交付できるものではないことから、速やかかつ円滑にカードの発行を行えるよう、市町村における事務処理負担の軽減を図り、早急に事務処理手順の見直しを行うこと。

マイナンバーカード交付事業費及び事務費補助金の事務処理にあたっては、市町村が十分な準備期間を確保できるよう、早期の情報提供を行うことを徹底するとともに、市町村における事務処理負担の軽減を図ること。

また、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費について、平成３０年度もマイナンバーカード交付事務費補助金予算が計上されているが、市町村負担が生じることのないような財源措置を今後とも引き続き講じること。

さらに、国において平成２９年度もまたマイナンバーカード事業費補助金の翌年度予算への繰越が行われたが、本事業は法定受託事務であり、継続して実施されるものであることから、今後も繰越が想定されるような予算計上のあり方については見直しを行うこと。

（２）マイナンバー制度に係るシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を行ったが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回り、地方負担が発生した。

平成 31 年向けデータ標準レイアウトβ版が提示されており、今後も、制度改正やシステムファイルのデータ標準レイアウト修正等が予定されているため、地方自治体におけるシステム改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

（３）自治体情報セキュリティ対策に係るシステム運営費等の財政支援について

地方自治体では、マイナンバー制度への対応にあたり、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化を行ったが、構築後の自治体情報セキュリティクラウドを安定かつ適切に維持するためには、継続的な運用管理費用が必要であることから、大きな地方負担となる。

国においては、地方自治体の実情を把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

19. 世界遺産に係る財政支援措置について

長崎県内には、平成２７年７月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と平成３０年７月に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、２つの世界文化遺産の構成資産がある。

構成資産である国指定・選定の文化財の保護を万全なものにするため、保存修理・整備や防災事業にかかる費用について、現行の補助制度に加え更なる財政支援措置を講じるとともに、一般財源の負担軽減のため世界遺産に特化した有利な地方債制度を創設すること。

（資料 1-14 参照）

20. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について

市街地再開発事業については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、耐震性・耐火性に劣る老朽建築物の建替促進にもつながるものであるので、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上を図るため、必要な財源の確保を行うこと。

21. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について

大規模災害時に救援や復旧・復興を迅速に進めるための拠点となる本庁舎については、熊本地震の被害状況も踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能の緊急保全）に係る事業を追加するなど、内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」が平成２９年度に創設され、昭和５６年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業について、交付税措置により財政支援が行われている。

この公共施設等適正管理推進事業債のうち、庁舎の建替えに係る市町村役場機能緊急保全事業については、本庁舎のみが対象であり、事業年度は平成３２年度までとされている。合併により多くの総合支所を抱える自治体では、その耐震化も課題となっており、また本庁舎の建替えについては基本計画の策定から建設まで５年程度の期間を要するものであることから、制度の対象を拡充するとともに恒久化を図ること。

22. 現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について

長崎県内の過疎地域では、少子・高齢化や若年層の流出による人口減少が全国と比較して著しく、農林水産業の低迷や集落の消滅の危機など、過疎地域を取り巻く環境は依然として深刻な状況にある。

このような状況の中、過疎地域の自立促進・活性化のため、その地域の特性を活かした産業の振興や地域づくりの諸施策の実施には、過疎対策事業債をはじめとする現行の財政支援措置は、欠かすことのできない制度であるが、根拠法律である「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成３３年３月末の法期限となっているところである。

このため引き続き過疎地域の自立促進に向けての計画的・効果的な事業の実施のため、新たな過疎法の制定、現行の過疎対策事業債制度の維持及び現行法第 33 条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」の継続を強く要望する。

（資料 1-15 参照）

23. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について

公立小中学校の施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には避難場所としての機能も果たすものであるが、平成30年度は気象庁が「災害」と呼ぶ記録的な猛暑が続き、授業をはじめ学校生活を送るにも厳しい状況となり、空調設備の設置が急務である。

また、「平成30年６月大阪府北部地震」においては、ブロック塀の倒壊により児童の尊い命が失われる事故が発生し、安全安心な就学環境整備への対応が不十分な実態が明らかになったところである。

これらのことから、児童生徒の安全で安心な教育及び就学環境の整備を着実に実施できるよう、国の責任において次の事項について早急に措置を講じること。

（１）学校施設への空調設備の設置に関し、学校施設環境改善交付金を確実に交付するとともに、算定割合の嵩上げや算定方法の見直しを行うこと。

（２）既存空調設備の更新費用について、必要な財源を着実に確保すること。

（３）地震時に倒壊する恐れのあるブロック塀の撤去や改修を早急に推進するため、新たな補助制度の創設を含め、十分な財政措置を講じること。

資料1-1

県内各市の償却資産（機械及び装置）とゴルフ場利用税交付金の現状

（単位：千円）

団体名	償却資産（機械及び装置）　※税額試算(1.4%)		ゴルフ場利用税交付金	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
長崎市	1,647,382	1,657,590	56,807	57,619
佐世保市	1,180,866	1,259,393	37,696	37,087
島原市	179,530	194,769	0	0
諫早市	2,228,298	2,039,842	37,308	37,170
大村市	681,143	779,839	18,741	19,613
平戸市	195,009	187,106	0	0
松浦市	129,423	135,658	0	0
対馬市	226,642	219,487	0	0
壱岐市	164,030	166,401	2,048	1,955
五島市	270,275	288,749	5,493	5,332
西海市	374,591	369,836	26,619	26,692
雲仙市	195,607	200,170	10,369	9,899
南島原市	111,002	136,414	6,059	6,627
県内13市の合計	7,502,013	7,635,254	201,140	201,994

※償却資産（機械及び装置）の、「税額試算」は平成27年度及び平成28年度の概要調書上の価格（課税標準額：県より）に1.4%を乗じたものである。
　また、償却資産（機械及び装置）については、大臣・知事配分を合算している。

資料1-2

消費者行政の状況調査

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	壱岐市	対馬市
推計人口（H30.4.1）	418,134	249,417	43,941	135,323	93,843	30,432	22,380	35,454	27,476	42,589	44,204	25,836	29,916
世帯数	187,586	105,090	17,117	52,359	37,588	14,247	8,962	17,032	11,248	1,505	16,451	9,913	13,081
(1)平成30年度消費者センター職員数（人）	25	8	3	5	5	5	3	4	3	5	5	3	3
(2) (1)うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数（人）	11	8	3	5	5	5	3	3	2	5	5	3	3
(3) (2)うち、消費生活相談員数（人）	5	3	2	2	4	2	2	2	2	2	2	1	1
(4) (3)うち、資格保有者数（人）※1	5	2	0	2	1	0	1	2	1	2	2	0	0
平成30年度消費者行政に関する予算額（正規職員の人件費、計量行政費は除く）（千円）	33,100	14,938	7,003	11,922	11,578	4,582	6,326	7,662	5,836	7,029	6,906	951	4,639
特定財源：消費者庁基金（交付金）からの充当等（千円）	4,249	582	1,516	595	4,472	2,139	1,521	2,901	2,129	2,771	2,570	743	2,868
（対予算の割合）	12.84%	3.90%	21.65%	4.99%	38.62%	46.68%	24.04%	37.86%	17.00%	39.42%	37.21%	78.13%	61.82%
うち消費者行政推進補助金により相談員の人件費に充当する額（千円）	0	0	1,200	156	3,169	1,900	987	2,329	1,728	2,000	1,716	0	989
（対予算の割合）	0.00%	0.00%	17.14%	1.31%	27.37%	41.47%	15.60%	30.40%	8.00%	28.45%	24.85%	0.00%	21.32%
一般財源（千円）	28,360	11,964	5,487	11,304	7,106	2,443	4,805	4,761	3,707	4,258	4,201	208	1,243
（対予算の割合）	85.68%	80.09%	78.35%	94.82%	61.38%	53.32%	75.96%	62.14%	63.52%	60.58%	60.83%	21.87%	26.79%
消費生活相談員報酬（含む共済費）（千円）【補助金＋一財】	14,798	10,810	5,982	4,952	8,596	4,097	2,922	5,934	5,104	5,294	5,466	※2 (2,214)	2,625
（対予算の割合）	44.71%	72.37%	85.42%	41.54%	74.24%	89.42%	46.19%	77.45%	87.46%	75.32%	79.15%	0.00%	56.59%
29年度相談件数（件）	3,690	2,042	365	1,130	625	170	161	265	108	335	232	39	38
28年度相談件数（件）	3,320	1,828	368	1,051	522	140	185	215	89	237	172	40	49

※1 資格とは、①消費生活相談員 ②消費生活専門相談員 ③消費生活アドバイザー ④消費生活コンサルタント を指す。

※2 壱岐市は、消費生活相談員報酬を消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

資料1-3

平成29年度　長崎県内（13市）における浄化槽基数等

市名	浄化槽基数（H30.3.31現在）						平成29年度実績	
	住宅用途（基数）			住宅用途以外（基数）			国庫補助基数	国庫補助対象経費（千円）
		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,799	2,409	390	473	296	177	32	12,532
佐世保市	12,564	8,927	3,637	1,950	972	978	292	130,329
島原市	6,445	5,506	939	861	561	300	171	67,846
諫早市	7,775	7,238	537	1,048	676	372	151	70,308
大村市	1,102	1,071	31	166	122	44	23	10,926
平戸市	3,243	2,580	663	627	374	253	107	44,032
松浦市	1,013	864	149	692	539	153	46	18,104
対馬市	1,823	1,615	208	410	186	224	56	29,467
壱岐市	2,406	2,283	123	304	128	176	84	57,810
五島市	7,650	5,883	1,767	970	420	550	418	157,886
西海市	2,372	2,285	87	604	455	149	56	22,822
雲仙市	2,937	2,658	279	513	342	171	81	50,550
南島原市	4,738	3,965	773	215	154	61	116	67,015
合計	56,867	47,284	9,583	8,833	5,225	3,608	1,633	739,627

◎ 国庫補助基本額の考え方

生活雑排水の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた真に社会的便益に相当する分について公費負担を行うとの考え方に立って、公費負担は人槽区分にかかわらず定率（4割）として、人槽ごとの国庫補助基準額を算定する。

BOD換算による汚濁負荷排出割合

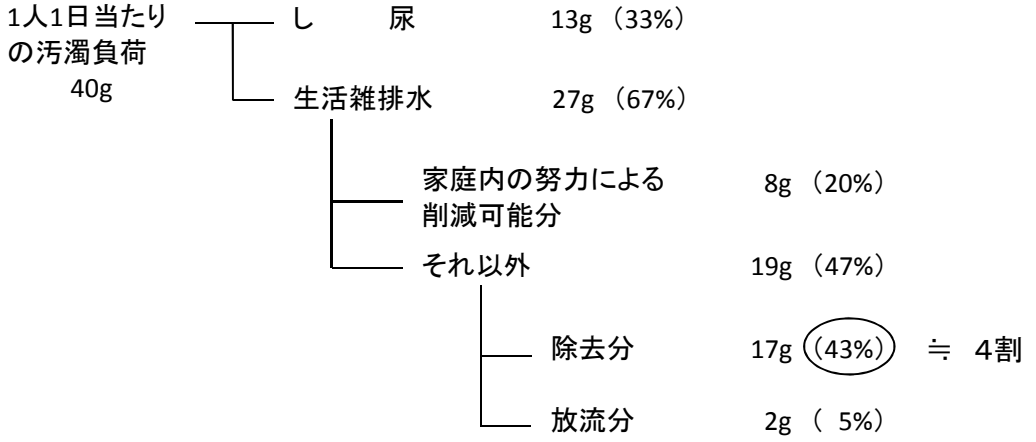

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円

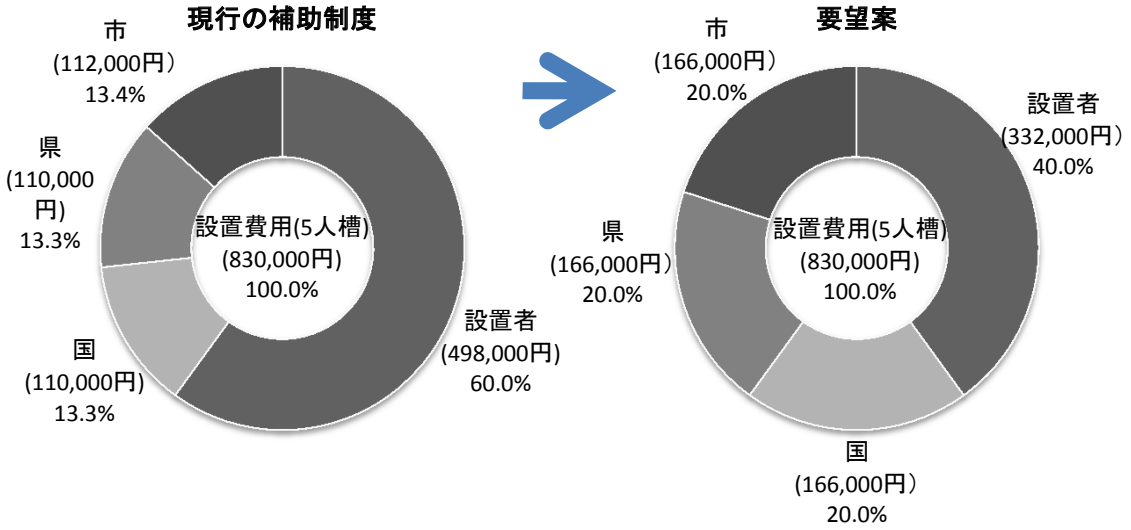

要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額（40% → 60%）

補助率（補助基準額の1/3）

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費（佐世保市の場合）

（単位：円）

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計 ()は下水道使用料との差	
			1年目	2年目以降	1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	10,000	5,000	45,000 (24,306)	40,000 (19,354)
7人槽	15,200	25,700	10,000	5,000	50,900 (30,206)	45,900 (25,254)
10人槽	15,400	37,100	10,000	5,000	62,500 (41,806)	57,500 (36,854)

※1世帯当たりの平均下水道使用料（H28年度）・・・年間約20,694円 水道局営業課業務係確認

※維持管理費については、H22～H28年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂（平成28年4月1日） 5～10人槽（1年目 10，000円 2年目以降 5,000円）

【参考】佐世保市の補助制度（申請者居住住宅　改築の場合）

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度（改築の場合）

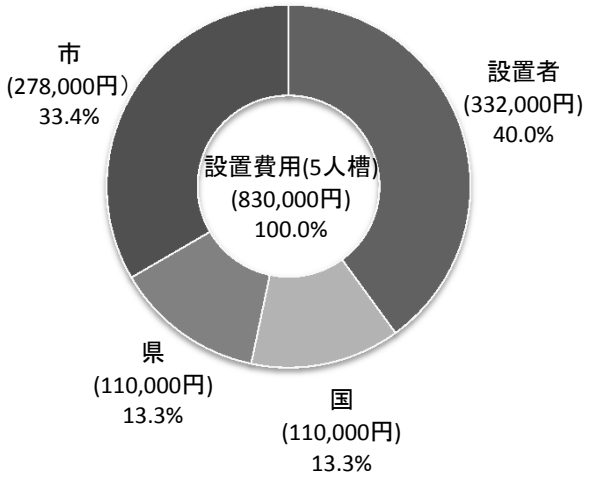

佐世保市浄化槽設置補助金額（国+県+市）

（単位：千円）

通常人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

（単位：千円）

高度人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	610	486	305	243
6～7人槽	693	538	347	269
8～50人槽	850	645	425	323

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

（単位：基）

結果	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
補助基数	247	253	309	350	348	328	336	326	346	292
うち改築	83	81	137	154	143	201	120	115	128	109
うち新築	164	172	172	196	205	127	216	211	218	183

補助金上乗せ

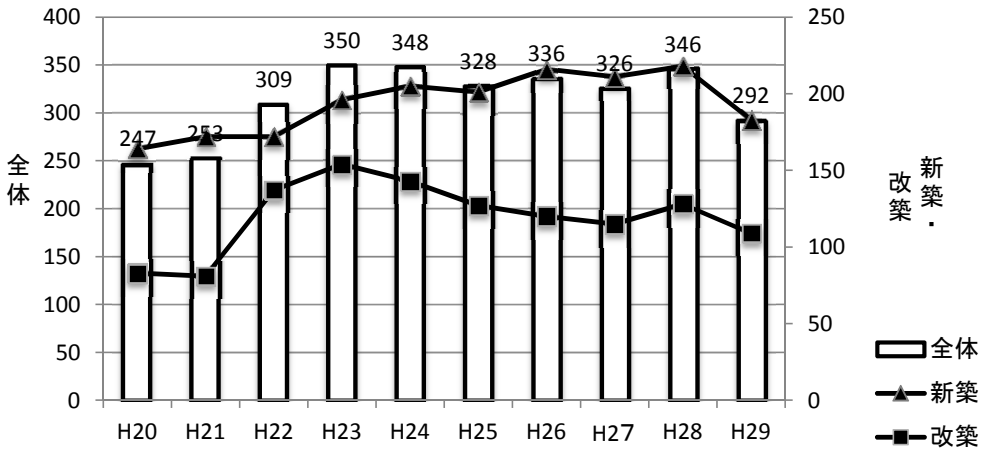

資料1-4

公共下水道事業概要（H29.3.31現在）

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
（1）行政区域内人口（人）（A）	430,026	254,180	45,991	138,862	95,146	32,466	23,566	31,550	27,266	37,775	28,815	44,837	47,514
（2）下水道処理区域内人口（人）（D）	397,340	145,519	未着手	73,526	84,815	未着手	4,940	未着手	2,967	未着手	2,903	15,008	6,090
（3）水洗便所設置済人口（人）（E）	384,109	132,811		61,086	82,504		3,229		1,665		1,847	8,942	3,694
（4）全体計画面積（ha）（H）	6,822	3,857		2,757	2,548		433		188		154	611	284
（5）普及率													
ア 下水道普及率 D／A×100（%）	92.4	57.3		52.9	89.1		21.0		10.9		10.1	33.5	12.8
イ 接続率 E／D×100（%）	96.7	91.3		83.1	97.3		65.4		56.1		63.6	59.6	60.7
（6）総事業費（千円）（J）	322,903,678	115,728,329	0	78,377,835	73,644,618	0	7,528,726	0	6,272,741	0	7,328,939	21,693,387	13,107,413
同上財源													
ア 国庫補助金（千円）	106,204,017	45,845,181		22,806,835	26,546,071		3,108,709		2,782,050		3,364,325	9,195,636	5,636,478
イ 企業債（千円）	174,819,353	58,588,240		38,401,966	38,754,154		3,598,900		2,904,700		3,309,000	9,914,800	5,455,200
ウ 受益者負担金（千円）	4,182,818	3,397,543		3,977,797	2,384,886		91,557		72,698		53,425	358,943	148,045
エ その他（千円）	37,697,490	7,897,365		13,191,237	5,959,507		729,560		513,293		602,189	2,224,008	1,867,690
同上のうち使途内訳													
ア 管きょ費（千円）	190,852,184	72,760,272		52,244,376	52,116,692		5,726,908		3,912,743		4,946,247	13,952,135	6,819,033
イ ポンプ場費（千円）	19,903,141	5,760,901		4,069,055	4,195,374				203,423		0	921,397	1,372,204
ウ 処理場費（千円）	98,335,091	36,146,959		15,064,931	16,989,168		1,770,801		2,156,575		2,382,692	6,198,148	3,906,134
エ 流域下水道建設費負担金（千円）	0	0		3,995,615	263,652				0		0	0	0
オ その他（千円）	13,813,262	1,060,197		3,003,858	79,732		31,017		0		0	621,707	1,010,042
（7）補助対象事業費（千円）（K）	198,649,418			44,668,580	48,468,800		5,999,670		5,402,764		6,851,862	17,403,743	11,105,679
（8）補対率K／J×100（%）	61.5	0.0		57.0	65.8		79.7		86.1		93.5	80.2	84.7
（9）下水管布設延長（km）	1,976	643		457	500		42		40		38	175	66
（10）終末処理場数（ヶ所）	8	4		1	1		1		2		2	4	2
（11）計画処理能力（㎥／日）（L）	184,600	101,500		27,550	50,600		6,100		2,740		3,500	11,700	5,800

※算定根拠：平成28年度決算統計（平成29年3月31日）

資料1-5

海岸漂着物対策の財政支援措置に関する資料

市　名	事　業　費　（千円）			備　考
	Ｈ２７年度	Ｈ２８年度	Ｈ２９年度	
長 崎 市	事業なし			
佐世保市	８，４４０	１０，７３５	５，６６９	
島 原 市	事業なし			２５年度まで実施
諫 早 市	事業なし			
大 村 市	事業なし		２０５	
平 戸 市	８，０３０	８，０１８	５，２１４	
松 浦 市	１，８９４	２，０１８	２，０５８	
対 馬 市	２９２，１０６	３０８，７０９	２８４，０４２	
壱 岐 市	４８，８２７	３８，７１２	６０，９３３	
五 島 市	７４，８６６	５９，４８４	５９，５１１	
西 海 市	事業なし			２６年度まで実施
雲 仙 市	３，０３２	３，１３２	２，２７５	
南島原市	４７１	１，４３２	１，７９１	
合　　計	４３７，６６６	４３２，２４０	４２１，６９８	

資料1-6

◎各市における浚渫事業の現状

市	件　数		事　業　費(千円)	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
長崎市	1	2	2,416	1,278
佐世保市	13	13	7,978	9,854
島原市	1	1	739	1,289
諫早市	16	17	6,482	6,494
大村市	2	1	508	283
平戸市	3	4	478	2,169
松浦市	1	3	497	1,128
対馬市	0	0	0	0
壱岐市	1	2	1,806	6,242
五島市	0	1	0	1,129
西海市	0	0	0	0
雲仙市	10	14	3,749	12,678
南島原市	2	0	2419	0
計	50	58	27,072	42,544

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の現状)

浚渫が完了した河川

大雨時に増水した河川の状況

資料1-7

平成29年度　地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1．乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単独補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	4	0	0	0	10	92,359,059
2	佐世保市	2	15,197,000	1	928,000	7	22,199,000
3	島原市	0	0	4	5,034,000	25	14,910,000
4	諫早市	6	26,270,000	5	32,354,000	68	172,686,000
5	大村市	1	1,258,000	0	0	13	74,928,000
6	平戸市	1	6,572,000	1	10,030,000	13	66,187,000
7	松浦市	3	23,814,000	0	0	10	50,219,000
8	対馬市	3	4,096,472	2	4,453,268	25	77,884,732
9	壱岐市	0	0	1	1,093,000	30	69,223,000
10	五島市	5	35,091,489	3	4,613,638	28	75,143,669
11	西海市	2	2,363,190	0	0	5	38,199,584
12	雲仙市	0	0	4	4,906,000	17	14,063,000
13	南島原市	0	0	4	5,407,000	29	49,769,000
合計		－	114,662,151	－	68,818,906	－	817,771,044

2．地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	12	0
2	佐世保市	2	3,636,786
3	島原市	1	2,896,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	26,543,568
8	対馬市	6	1,427,986
9	壱岐市	0	0
10	五島市	5	673,210
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		－	35,177,550

資料1-8

県内の水道管路の状況

	上水道管路延長(m)	簡易水道管路延長(m)	合計 (m)
長崎市	2,299,238	200,518	2,499,756
佐世保市	1,499,150	396,822	1,895,972
島原市	317,177	20,192	337,369
諫早市	986,930	41,165	1,028,095
大村市	534,310	89,557	623,867
平戸市	374,871	279,323	654,194
松浦市	158,686	313,650	472,336
対馬市	35,542	570,230	605,772
壱岐市	125,322	547,310	672,632
五島市	271,512	343,241	614,753
西海市	148,683	498,727	647,410
雲仙市	215,290	309,772	525,062
南島原市	96,579	640,332	736,911
合　計	7,063,290	4,250,839	11,314,129

※平成28年度（平成29年３月末現在）長崎県水道事業概要より

管路は導水管、送水管、配水管の計

資料1-9

急傾斜地崩壊対策事業　市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数（28年7月現在）	平成28年度事業実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数（29年7月現在）	平成29年度事業実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	281	22	県営	16	285	24	県営	15
				県費補助	6			県費補助	9
2	佐世保市	192	34	県営	20	196	39	県営	21
				県費補助	14			県費補助	18
3	諫早市	132	9	県営	5	133	7	県営	3
				県費補助	4			県費補助	4
4	大村市	18	2	県営	1	18	2	県営	1
				県費補助	1			県費補助	1
5	島原市	0	0	県営	0	0	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
6	松浦市	27	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
7	対馬市	78	3	県営	3	85	1	県営	1
				県費補助	0			県費補助	0
8	壱岐市	65	6	県営	2	65	5	県営	3
				県費補助	4			県費補助	2
9	五島市	31	3	県営	3	31	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
10	平戸市	56	2	県営	0	58	2	県営	0
				県費補助	2			県費補助	2
11	南島原市	13	0	県営	0	13	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
12	雲仙市	40	2	県営	1	40	2	県営	1
				県費補助	1			県費補助	1
13	西海市	92	6	県営	3	92	5	県営	3
				県費補助	3			県費補助	2
合計		1025	89	県営	54	1043	90	県営	51
				県費補助	35			県費補助	39

国内のジェットフォイル

資料1-10

2016.2.16現在

KJ01 929-117 "つばさ"
建造：1989年3月
運航：佐渡汽船

KJ02 929-117 "S.I. 友"
建造: 1989年6月
運航：東海汽船

KJ03 929-117 "ビートル三世"
建造: 1989年9月
運航: JR九州高速船

KJ04 929-117 "ペがさす"
建造: 1990年3月
運航: 九州商船

KJ05 929-117 "ビートル"
建造: 1990年4月
運航：JR九州高速船

KJ06 929-117 "ロケット3"
建造：1990年7月
運航：コスモライン

KJ07 929-117 "ペがさす2"
建造: 1990年10月
運航: 九州商船

KJ08 929-117 "ビートル二世"
建造: 1991年2月
運航：JR九州高速船

KJ09 929-117 "ヴィーナス"
建造：1991年3月
運航: 九州郵船

KJ10 929-117 "すいせい"
建造: 1991年4月
運航：佐渡汽船

KJ11 929-117 "レインボージェット"
建造: 1991年6月
保有：隠岐広域連合・運航: 隠岐汽船

KJ12 929-117 "トッピー2"
建造: 1992年4月
運航: いわさきコーポレーション

KJ13 929-117 "トッピー3"
建造：1995年3月
運航：いわさきコーポレーション

KJ14 929-117 "S.I.大漁"
建造: 1994年6月
運航: 東海汽船

KJ15 929-117 "ロケット"
建造: 1994年6月
運航: コスモライン

BJ11 929-115 "トッピー7"
建造: 1978年6月
運航: いわさきコーポレーション

BJ15 929-115 "ぎんが"
建造: 1979年11月
運航: 佐渡汽船

BJ17 929-115 "S.I 愛"
建造: 1980年8月
運航: 東海汽船

BJ19 929-115 "S.I. 虹"
建造: 1981年2月
運航: 東海汽船

BJ20 929-115 "S.I. 夢"
建造: 1981年4月
川崎重工神戸工場にて上架中

BJ23 929-115 "ロケット2"
建造: 1984年6月
運航: コスモライン

BJ26 929-117 "ヴィーナス2"
建造: 1985年4月
運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

（平成 28 年 3 月現在）

川崎重工業建造ジェットフォイル

NO.(KJ)	オペレーター	船名	建造年月	船齢
①	佐渡汽船	つばさ	平成元年 3 月	27
②	東海汽船	セブンアイランド友	平成元年 6 月	26
③	JR 九州高速船	ビートル三世	平成元年 9 月	26
④	九州商船	ぺがさす	平成 2 年 3 月	26
⑤	JR 九州高速船	ビートル	平成 2 年 4 月	25
⑥	種子屋久高速船	ロケット 3	平成 2 年 7 月	25
⑦	九州商船	ぺがさす 2	平成 2 年 10 月	25
⑧	JR 九州高速船	ビートル二世	平成 3 年 2 月	25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	平成 3 年 3 月	25
⑩	佐渡汽船	すいせい	平成 3 年 4 月	24
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	平成 3 年 6 月	24
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	平成 4 年 4 月	23
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	平成 7 年 3 月	21
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	平成 6 年 6 月	21
⑮	種子屋久高速船	ロケット	平成 6 年 6 月	21

ボーイング社建造ジェットフォイル

NO.(B)	オペレーター	船名	建造年月	船齢
11	種子屋久高速船	トッピー7	昭和 53 年 6 月	37
15	佐渡汽船	ぎんが	昭和 54 年 11 月	36
17	東海汽船	セブンアイランド愛	昭和 55 年 8 月	35
19	東海汽船	セブンアイランド虹	昭和 56 年 2 月	35
20	川重ジェイ・ピイ・エス	セブンアイランド夢	昭和 56 年 4 月	34
23	種子屋久高速船	ロケット 2	昭和 59 年 6 月	31
26	九州郵船	ヴィーナス 2	昭和 60 年 4 月	30

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】・種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3 隻及び
コスモラインのロケット 3 隻を傭船して運航
・東海汽船保有セブンアイランド夢（B20）は 2015 年 4 月～川重ｼﾞｪｲ・ﾋﾟｲ・ｴｽ保有
神戸工場にて上架

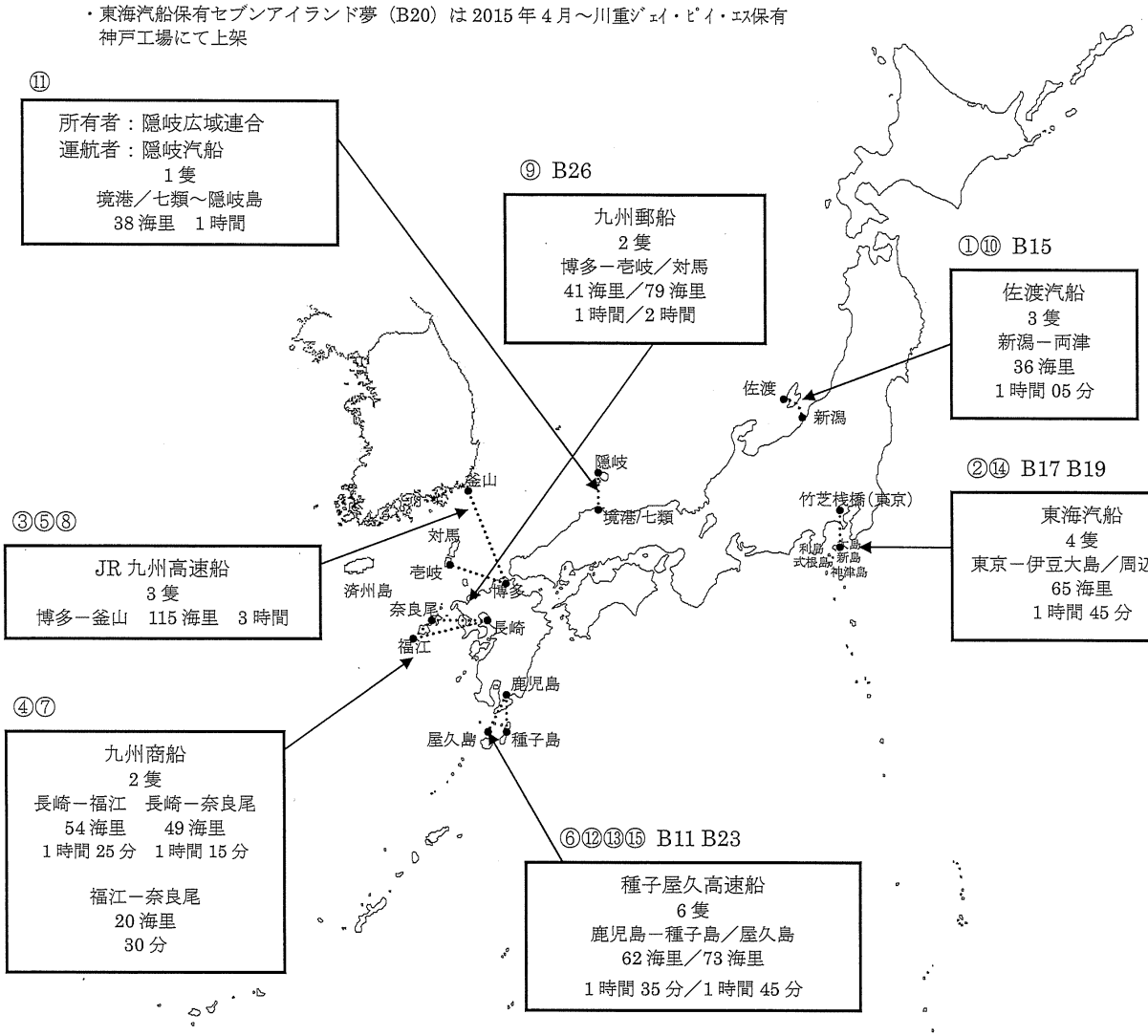

＊　上記以外に
FEH 社（香港）が 13 隻、未来高速（韓国）が 2 隻、
HIJET FERRY 社（韓国）が 1 隻 のボーイング製
ジェットフォイルを保有。

資料1-11

オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図

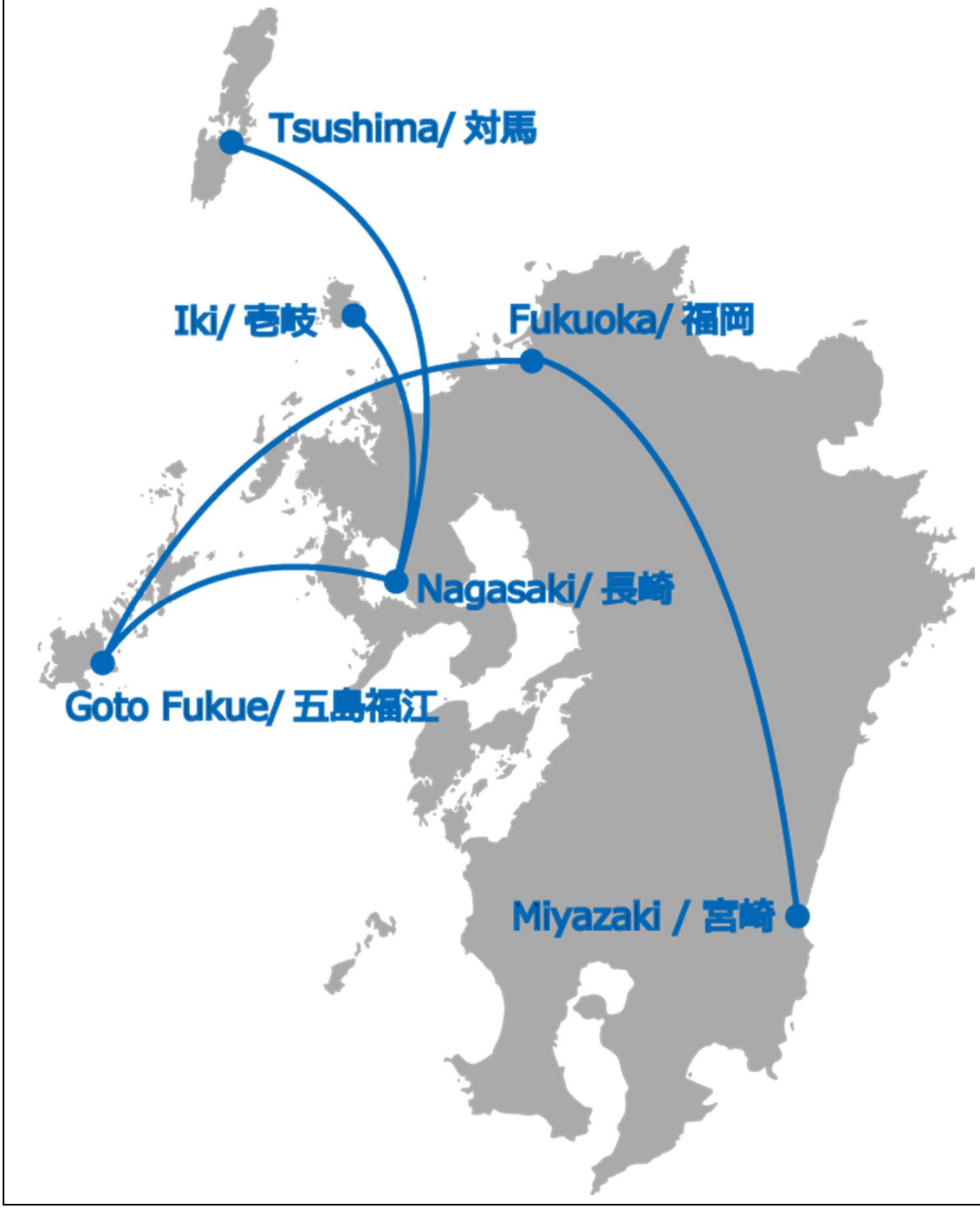

航空路線の機体整備による欠航の状況　（単位：便）

年度	対馬－長崎	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	計
H27	5	2	1	5	－	１３
H28	4	1	8	5	－	１８
H29	１１	7	１２	2	2	３４

資料1-12

レギュラーガソリンの店頭小売価格の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度												27年度											
	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	128	136	146	146	125	136	147	149	157	164	165	167	170	169	167	165	159	152	143	135	140	139	142	145	145	138	135	134	132	126	119	114	112
長崎県	136	145	152	152	130	141	154	156	164	171	172	173	175	174	173	171	166	160	151	142	147	147	148	151	151	146	143	142	140	135	128	122	121
本土	136	142	149	148	127	138	150	154	163	169	170	172	174	173	171	169	165	158	147	139	145	144	145	148	148	144	139	139	136	131	123	118	116
離島	150	161	172	177	154	166	173	175	183	190	190	190	194	194	194	194	191	188	180	169	171	171	171	174	175	175	168	168	168	161	161	154	149
下五島	152	163	172	179	156	165	175	173	180	187	187	187	192	192	192	192	188	183	173	166	166	166	166	166	171	171	165	165	165	161	161	155	144
上五島	153	164	173	176	152	163	170	176	184	191	191	191	195	195	195	195	190	187	176	168	168	168	168	174	174	174	168	168	168	157	163	152	152
壱岐	148	157	168	172	154	164	172	173	183	191	190	190	190	193	193	193	190	188	182	170	180	179	178	178	178	172	170	170	170	161	156	152	152
対馬	152	163	173	180	155	169	176	177	185	192	192	192	197	197	197	197	194	191	185	170	170	170	170	176	176	181	168	168	168	163	163	155	151
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8
消費税内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%

※平成17～25年度は年度平均価格

	28年度												29年度												30年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国	117	119	124	124	122	123	123	126	128	131	131	134	134	133	132	130	131	131	135	138	141	142	145	144	143	147
長崎県	125	127	132	132	130	131	132	135	136	139	139	140	141	141	140	139	139	139	142	145	148	149	152	152	151	154
本土	120	122	128	128	128	130	130	133	134	136	135	138	138	138	137	136	136	136	144	146	148	148	151	151	151	156
離島	149	150	151	154	153	153	153	154	156	158	159	160	162	160	160	158	158	160	160	163	165	164	168	168	168	168
下五島	149	149	149	149	149	149	149	149	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	159	159	159	164	164	164	164
上五島	152	152	158	158	152	152	152	152	152	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158	163	163	163	168	168	168	168
壱岐	152	152	152	152	152	152	152	156	158	161	161	161	163	157	155	149	149	155	155	156	160	157	160	160	160	160
対馬	151	148	148	157	157	157	157	156	157	157	162	163	167	166	167	167	167	167	168	170	172	173	175	175	176	175
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8
消費税内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%

（単位：円／L）

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査

県内ガソリン価格の推移

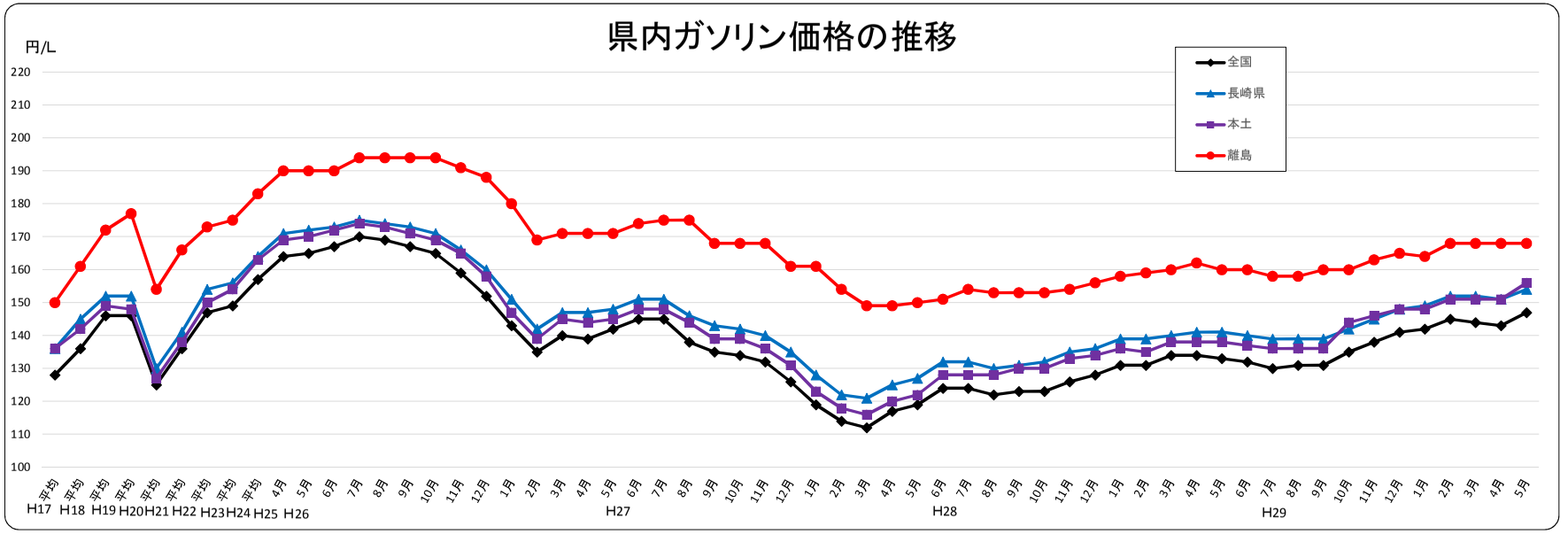

軽油の店頭小売価格の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度													27年度											
	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	104	114	124	133	105	116	127	129	137	143	144	145	148	147	145	144	138	132	123	116	120	119	121	123	123	117	114	112	111	108	103	99	97
長崎県	113	123	132	139	112	122	136	139	147	152	153	154	155	155	153	151	147	140	134	125	128	129	129	131	132	128	124	123	121	118	115	110	108
本土	113	122	131	136	109	119	132	137	146	150	151	152	154	154	152	150	146	140	131	124	128	127	127	130	130	126	123	123	119	115	108	103	102
離島	120	131	142	156	134	143	159	162	169	176	175	175	178	178	178	178	176	172	165	154	157	156	156	158	159	160	153	153	153	146	146	139	136
下五島	119	130	138	156	139	145	159	161	167	172	172	172	177	177	177	177	173	168	158	150	150	150	150	150	155	155	149	149	149	145	145	139	130
上五島	126	133	141	153	136	141	161	167	175	180	180	180	183	183	183	183	178	173	162	154	154	154	154	159	159	159	154	154	154	146	151	140	140
壱岐	119	129	143	155	130	138	155	157	166	174	170	170	170	173	173	173	170	168	164	153	165	161	161	161	161	156	154	154	154	144	139	137	137
対馬	121	133	143	157	135	148	163	167	173	180	180	180	181	181	181	181	181	178	171	157	157	157	157	160	160	166	154	154	154	149	149	141	137
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1
消費税内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%

※平成17～25年度は年度平均価格

	28年度												29年度												30年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国	99	100	104	103	102	103	102	105	107	110	110	112	112	112	111	110	110	110	113	116	119	120	123	122	122	126
長崎県	109	111	114	115	113	114	115	117	119	122	121	123	122	123	122	122	121	122	124	127	130	131	134	134	133	136
本土	105	107	112	112	111	113	112	115	116	117	117	120	119	119	118	119	119	119	124	128	130	130	133	133	133	138
離島	136	136	136	138	138	138	138	139	140	142	143	144	145	143	143	141	142	142	142	145	147	143	151	151	151	151
下五島	134	134	134	134	134	134	134	134	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	144	144	144	150	150	150	150
上五島	140	140	140	140	140	140	140	140	140	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143	149	149	149	154	154	154	154
壱岐	137	137	137	137	137	137	137	140	140	144	144	144	146	141	137	131	135	135	135	136	140	140	140	140	140	140
対馬	137	135	135	142	142	142	142	141	142	142	146	147	149	148	149	149	149	149	150	152	154	142	157	157	158	157
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1
消費税内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%

（単位：円／L）

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査

県内軽油価格の推移

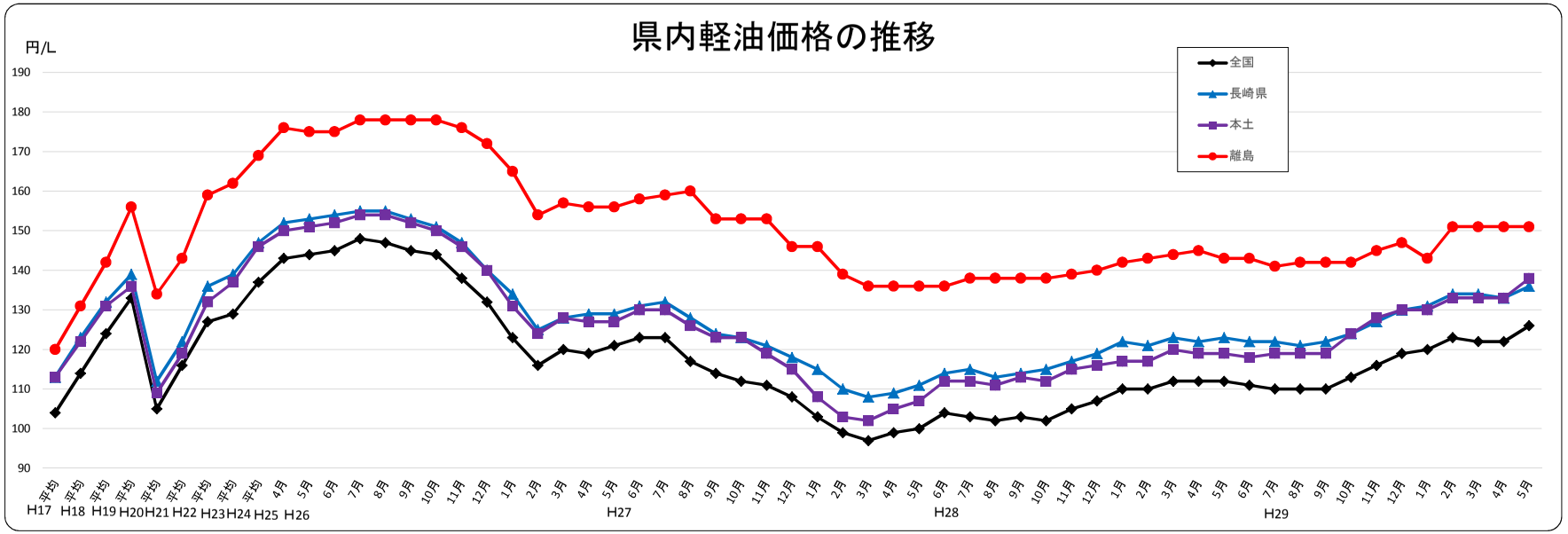

灯油の店頭小売価格の推移

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年度												27年度												
	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	1,247	1,434	1,560	1,775	1,225	1,437	1,652	1,692	1,819	1,919	1,918	1,920	1,941	1,940	1,931	1,918	1,848	1,760	1,608	1,477	1,523	1,510	1,528	1,541	1,542	1,496	1,451	1,417	1,366	1,310	1,197	1,109	1,098
長崎県	1,332	1,543	1,640	1,822	1,286	1,512	1,721	1,765	1,903	1,992	1,993	1,993	2,004	2,016	2,014	2,011	1,966	1,879	1,769	1,622	1,656	1,647	1,660	1,691	1,694	1,664	1,620	1,583	1,507	1,454	1,345	1,264	1,250
本土	1,311	1,485	1,604	1,758	1,231	1,453	1,665	1,717	1,846	1,934	1,936	1,950	1,965	1,965	1,968	1,965	1,910	1,885	1,718	1,629	1,644	1,638	1,630	1,637	1,637	1,616	1,582	1,520	1,443	1,375	1,296	1,230	1,200
離島	1,486	1,763	1,939	2,125	1,584	1,767	2,034	2,066	2,202	2,289	2,280	2,280	2,305	2,325	2,325	2,314	2,281	2,201	2,075	1,911	1,958	1,956	1,952	1,982	1,992	1,991	1,912	1,921	1,921	1,805	1,776	1,648	1,586
下五島	1,466	1,733	1,913	2,103	1,433	1,639	1,910	1,990	2,108	2,239	2,239	2,239	2,288	2,324	2,324	2,279	2,252	2,101	1,968	1,847	1,847	1,847	1,847	1,847	1,886	1,931	1,828	1,828	1,828	1,753	1,753	1,595	1,482
上五島	1,633	1,817	1,936	2,129	1,693	1,742	2,092	1,958	2,133	2,200	2,200	2,200	2,304	2,304	2,304	2,304	2,200	2,100	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	1,700	1,650	1,550	1,550
壱岐	1,406	1,660	1,840	2,090	1,584	1,765	2,039	2,042	2,221	2,326	2,290	2,290	2,290	2,333	2,333	2,333	2,281	2,251	2,140	1,899	2,088	2,079	2,061	2,061	2,061	2,014	1,969	1,969	1,969	1,811	1,719	1,638	1,638
対馬	1,603	1,882	2,050	2,170	1,641	1,861	2,091	2,177	2,267	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,269	2,161	1,999	1,999	1,999	1,999	2,051	2,051	2,051	1,937	1,961	1,961	1,871	1,871	1,723	1,633

※平成17～25年度は年度平均価格

（単位：円／18L）

	28年度												29年度												30年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国	1,115	1,121	1,152	1,156	1,148	1,151	1,146	1,186	1,290	1,387	1,406	1,408	1,399	1,393	1,381	1,371	1,369	1,369	1,398	1,456	1,513	1,525	1,586	1,585	1,579	1,606
長崎県	1,256	1,284	1,295	1,300	1,275	1,286	1,286	1,311	1,369	1,458	1,466	1,489	1,488	1,492	1,480	1,481	1,459	1,479	1,480	1,550	1,602	1,622	1,691	1,681	1,665	1,680
本土	1,197	1,206	1,225	1,261	1,225	1,227	1,226	1,251	1,355	1,415	1,435	1,446	1,444	1,446	1,443	1,439	1,435	1,439	1,465	1,522	1,562	1,587	1,641	1,632	1,645	1,678
離島	1,584	1,571	1,566	1,615	1,604	1,615	1,615	1,632	1,677	1,719	1,741	1,752	1,772	1,731	1,714	1,682	1,682	1,696	1,711	1,728	1,807	1,820	1,890	1,890	1,892	1,890
下五島	1,482	1,482	1,482	1,482	1,437	1,482	1,482	1,482	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,608	1,608	1,608	1,769	1,753	1,753	1,753
上五島	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,700	1,710	1,800	1,800	1,800	1,800
壱岐	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629	1,697	1,697	1,872	1,827	1,827	1,872	1,773	1,719	1,575	1,575	1,631	1,631	1,665	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809
対馬	1,633	1,598	1,585	1,717	1,716	1,717	1,717	1,717	1,773	1,770	1,858	1,887	1,980	1,868	1,858	1,868	1,868	1,868	1,910	1,910	1,974	2,004	2,064	2,064	2,070	2,064

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査

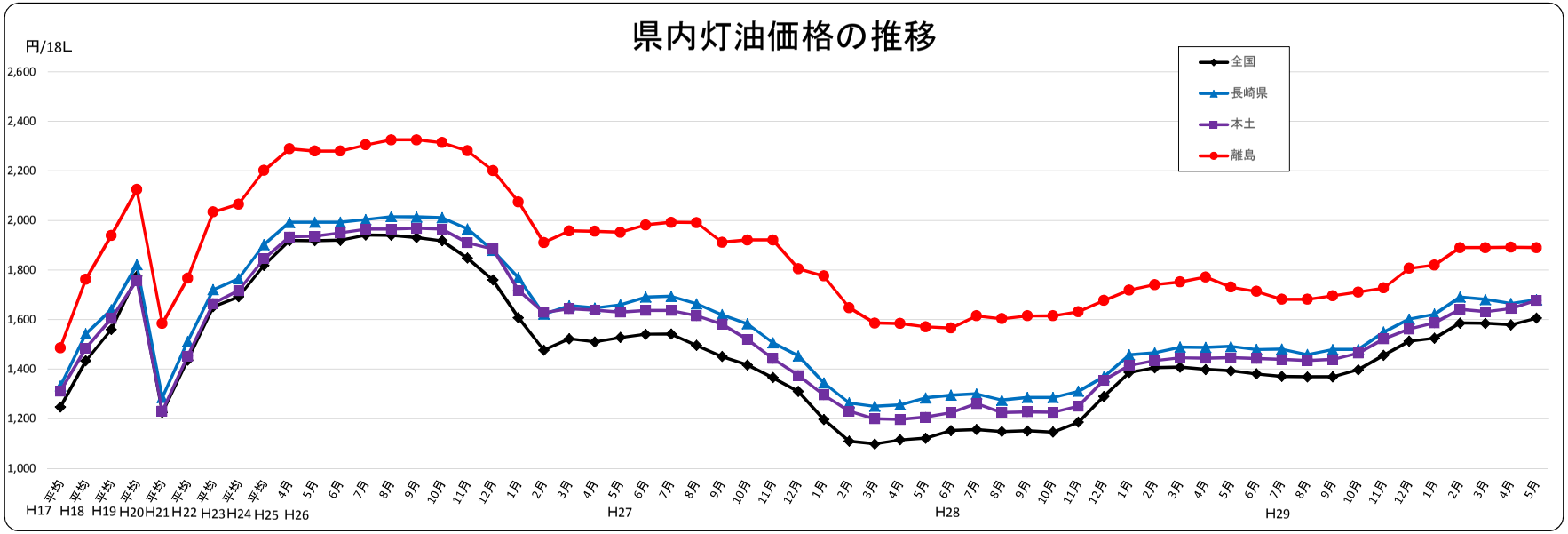

資料1-13

半島航路の維持・確保について

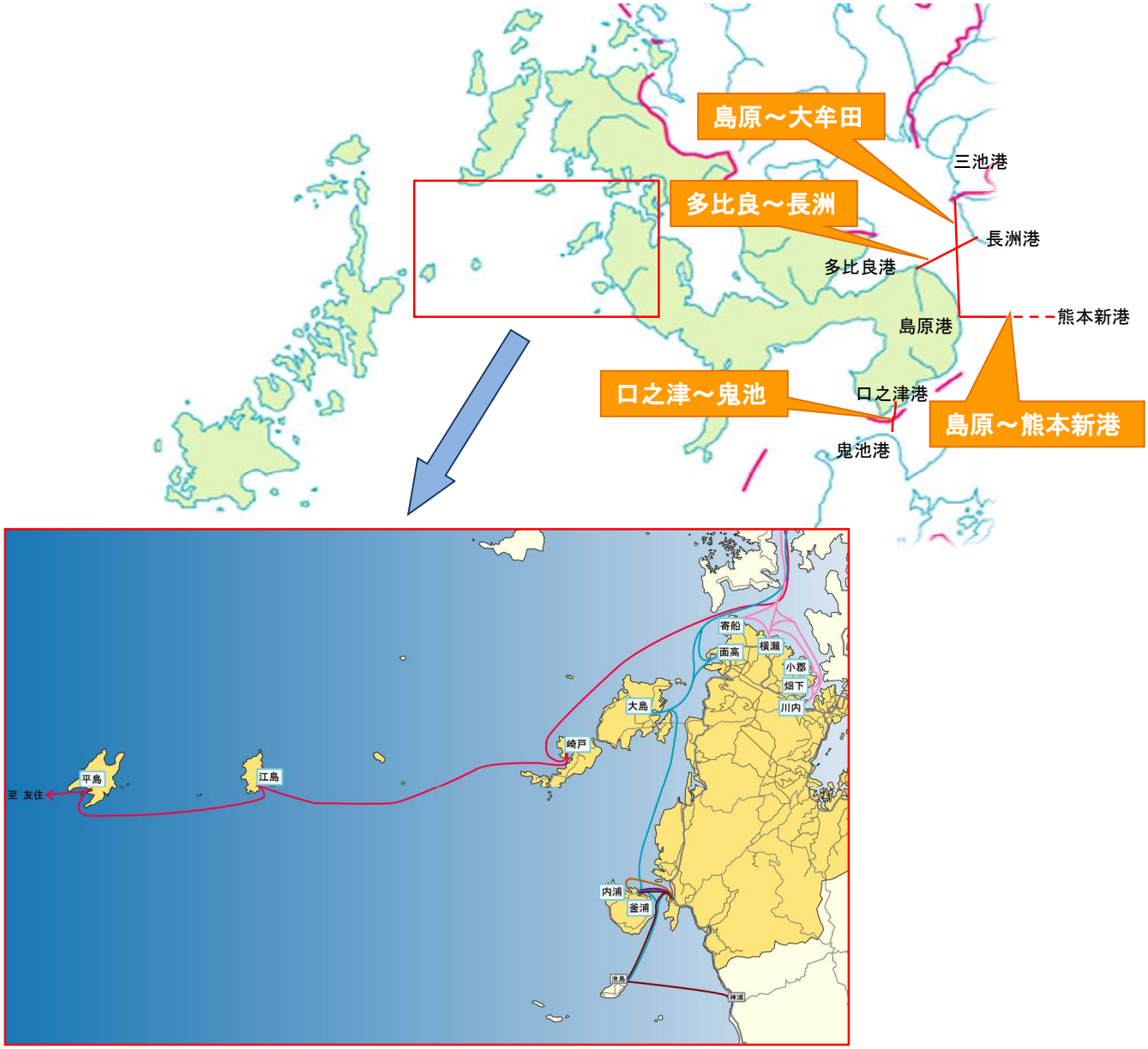

資料1-14

明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	萩反射炉	山口県萩市
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	〃
3	大板山たたら製鉄遺跡	〃
4	萩城下町	〃
5	松下村塾	〃
6	旧集成館	鹿児島県鹿児島市
7	寺山炭窯跡	〃
8	関吉の疎水溝	〃
9	韮山反射炉	静岡県伊豆の国市
10	橋野鉄鉱山・高炉跡	岩手県釜石市
11	三重津海軍所跡	佐賀県佐賀市
12	小菅修船場跡	長崎県長崎市
13	三菱長崎造船所第三船渠	〃
14	三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	〃
15	三菱長崎造船所旧木型場	〃
16	三菱長崎造船所占勝閣	〃
17	高島炭坑	〃
18	端島炭坑	〃
19	旧グラバー住宅	〃
20	三池炭鉱・三池港	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市
21	三角西（旧）港	熊本県宇城市
22	官営八幡製鐵所	福岡県北九州市
23	遠賀川水源地ポンプ室	福岡県中間市

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	原城跡	長崎県南島原市
2	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	長崎県平戸市
3	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	長崎県平戸市
4	天草の崎津集落	熊本県天草市
5	外海の出津集落	長崎県長崎市
6	外海の大野集落	長崎県長崎市
7	黒島の集落	長崎県佐世保市
8	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小値賀町
9	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
10	久賀島の集落	長崎県五島市
11	奈留島の江上集落 （江上天主堂とその周辺）	長崎県五島市
12	大浦天主堂	長崎県長崎市

資料1-15

長崎県内過疎法適用市町の財政状況

（単位：千円）
H28決算

団体名	過疎種類	過疎地域人口（人）（H27国調）	歳入総額	うち地方債	うち過疎債
長崎市	一部過疎	10,272	208,515,423	18,635,545	912,800
佐世保市	一部過疎	27,181	123,352,976	7,320,600	711,900
島原市	法適過疎	45,436	23,966,160	2,750,984	471,000
平戸市	法適過疎	31,920	27,353,664	3,372,900	815,500
松浦市	法適過疎	23,309	21,068,811	1,947,400	572,800
対馬市	法適過疎	31,457	31,503,202	3,678,100	1,807,000
壱岐市	法適過疎	27,103	22,662,263	2,292,700	737,000
五島市	法適過疎	37,327	31,098,541	3,490,000	727,300
西海市	法適過疎	28,691	22,983,500	2,784,900	376,700
雲仙市	法適過疎（みなし過疎）	44,115	31,006,209	2,767,500	401,900
南島原市	法適過疎	46,535	33,995,822	3,505,500	497,000
長崎県　計		353,346	577,506,571	52,546,129	8,030,900

（第２）合併市町村への支援策の充実に関する提言について

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

（資料 2-1 参照）

１.合併算定替に替わる新たな財政支援措置について

合併算定替に替わる新たな以下の財政支援措置を講じること。

（1）平成の合併により広域化した市町村の財政需要については、市町村の実情を考慮し、地域振興費や、消防費、離島に要する経費、保健衛生費、農業行政費等の算定方法の見直しがなされ、平成３０年度は、商工行政費等についても、標準団体の経費を見直すことが示されているが、今後、具体的な制度設計を行っていく中で、合併市町の行政需要に配慮した普通交付税の算定方法の見直しを行うこと。

（2）一島一町村との合併については、財政面における合併効果のひとつである生活関連施設（ごみ処理施設、火葬場など）の統廃合が容易でないことや、住民の安全な暮らしを守るため、恒久的に提供すべき行政サービス（医療、消防など）に係る経費が必要である。

一島完結での行政サービス提供が継続できるよう、行政需要に見合った補正を創設すること。

資料2-1

普通交付税　市町別合併算定替増減比較表
（臨時財政対策債発行可能額振替前）

（単位：百万円）

市町名	H27国調人口（確定値）	平成25年度交付決定額			合併市町村における算定見直し	
		合併算定替	通常算定	増減額	H26～29見直しに係る影響額	H25合併算定替特例増加分を基礎とした、算定見直しによる増加率
	人	A	B	C=A-B	D	D/C　(%)
長崎市	429,508	47,228	43,422	3,806	3,005	79.0
佐世保市	255,439	31,025	27,218	3,807	2,323	61.0
島原市	45,436	6,930	6,244	686	446	65.0
諫早市	138,078	19,766	16,180	3,586	2,037	56.8
平戸市	31,920	10,160	8,500	1,660	948	57.1
松浦市	23,309	5,946	4,972	974	730	74.9
対馬市	31,457	16,632	12,524	4,108	2,062	50.2
壱岐市	27,103	10,860	8,589	2,271	1,146	50.5
五島市	37,327	13,719	10,643	3,076	1,740	56.6
西海市	28,691	8,167	5,800	2,367	1,324	55.9
雲仙市	44,115	13,748	9,880	3,868	2,076	53.7
南島原市	46,535	15,229	10,746	4,483	2,190	48.9
県内合併市合計	1,138,918	199,410	164,718	34,692	20,027	57.7

※平成26～29年度の見直しに係る総影響額を試算

■合併市町の行政需要に関する事業

効果	対策	No	事業	具体例	理　　由
合併しても削減できない又は効果が出にくい経費	行政基盤強化・維持対策	1	人材育成	職員研修、県・他市町との人事交流	合併市町が真に自立するためには職員資質の向上は欠かせないため
		2	支所・行政センター（管理・人件費）・分庁舎・公用車の維持	地域住民の要望に即座に対応・土日の開庁（島原市）・分庁舎の設置（対馬市・壱岐市・南島原市）・支所の人員配置強化（五島市）	住民ニーズに対応するため
		3	災害対応機能の維持	災害時に対応できる職員配置（支所の要員確保等）、防災行政無線のデジタル化に伴う情報連絡網の統一	防災対応力の維持は合併市町が抱える共通の課題であるため
		4	広域的処理により効率化の及ばない経費	合併しても効率化できない常備消防の経費（4離島）	離島においては合併前から一組により広域処理を行っているため
	行政効率化の推進	5	公共施設（管理・運営費）	離島との合併（松浦市、佐世保市）	廃止できない施設が多いことにより、住民サービスを考慮し施設の老朽化に伴い更新する。離島との合併により統合ができない。
合併に伴い新たに生じた経費	周辺部対策	6	地域イベント運営支援	地域間交流事業（佐世保市）・がまだす地域づくり補助金（島原市）	周辺部へのきめ細かな対応は合併市町が取組むべき共通の課題であるため
		7	住民の一体感の醸成	虹色のまち交流事業（長崎市）、宇久と本土の交流事業（佐世保市）、もっと南島原ツアー（南島原市）	
		8	住民サービスのきめ細かな対応（医療機関・福祉施設・地域交通　等）	福祉ﾀｸｼｰ券交付事業（南島原市）、同一市町内の航路対策経費（長崎市・佐世保市・五島市・西海市・平戸市・松浦市）	
		9	伝統芸能・文化・歴史を継承する事業	各種補助金・助成金等	
		10	自治会・NPO活動支援	自治会活性化補助金（雲仙市）	
	行政基盤強化・維持対策	11	情報インフラ整備・維持（基幹系システム）	対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町ほか	本庁と支所の連携強化に対応するため
		12	地域資源を活かした産業振興	福岡事務所の設置（対馬市）	地域の個性を活かした活性化施策を推進するため
	集落維持・住民協働対策	13	買い物支援対策	地域生活支援システム（新上五島町）	合併に伴い広域化した合併市町が抱える共通の課題に対応するため
		14	住民との協働に要する経費	諫早ビタミンプロジェクト（諫早市）・協働のまちづくり支援事業（五島市）	
		15	コミュニティ（デマンド）バス・タクシー	長崎市、佐世保市、新上五島町	
		16	地区担当職員制度の運用	地域マネージャー制度（対馬市）、地域起こし協力隊（長崎市・西海市・五島市）等	
	住民ニーズへの対応	17	情報インフラ整備・維持（住民サービス系システム）	図書の管理システム、公共施設の空き情報	
		18	移動市長室・タウンミーティング・地域協議会等	虹色のまちづくりﾐｰﾃｨﾝｸﾞ（長崎市）・地域協議会（佐世保市）・市長を囲む懇談会（島原市）・ふれあい訪問（諫早市）・車座ﾄｰｸ（西海市）・市政懇談会（南島原市）	
		19	行政モニターやインターネットを用いた意見の収集。		
	行政サービスの適正化	20	行政水準・サービスの格差是正に要する経費	常備消防出張所（平戸市）、水道未普及地区解消事業（南島原市）	
	職員力の維持（町同士の合併）	21	周辺地対策及び集落維持・住民協働対策等に取組む職員の人件費	地域再生推進本部（対馬市）、壱岐島振興推進本部（壱岐市）、さいかい力創造部（西海市）、政策企画課（雲仙市）、企画振興班（南島原市）、まちづくり推進課（新上五島町）	

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について（案）

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映。（平成26年度以降5年程度の期間をかけて見直し）

➢ 具体的な見直し内容は下記のとおり

見直し年度	費目	見直し内容	影響額
H26	地域振興費	• 支所に要する経費を加算	3,400億円程度
H27	消防費	• 標準団体の出張所数等を見直し • 旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算 • 人口密度による補正を充実	1,100億円程度
	清掃費	• 標準団体の経費を見直し • 人口密度による補正を新設	
	地域振興費	• 離島、属島の増嵩経費を反映（消防、清掃分）	
H28	保健衛生費 社会福祉費 高齢者保健福祉費	• 標準団体の経費を見直し • 旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービス経費を加算	1,200億円程度
	その他の教育費 徴税費	• 標準団体の経費を見直し • 人口密度による補正を充実	
	地域振興費	• 離島、属島の増嵩経費を反映（保健福祉等分）	
新 H29	地域振興費 （230億円程度）	• 支所に要する経費として、旧市町村地域における交通手段確保、景観保全、荒廃防止等に要する経費を増額 ①人口8,000人規模の旧市町村の場合、標準的な支所の経費として1,800万円程度を増額 ②従前どおり、旧市町村（本庁が所在する旧市町村を除く）ごとの、標準的な支所の経費を合算し算定	500億円程度
	その他の教育費 （90億円程度）	• 学校給食に要する経費について、人口密度に応じた補正を新設	
	都市計画費 （50億円程度） その他の土木費 （30億円程度） 農業行政費 （100億円程度）	• 標準団体の面積の見直し（160㎢→210㎢）に伴い、標準団体の経費を見直し、単位費用に反映	
H30	商工行政費　等	• 標準団体の経費を見直し	500億円程度
合　計			6,700億円程度

➢ 上記について、見直し年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映。
➢ 影響額は合併団体に対する影響額であり、各年度の算定によって若干の変動がある。

（第３）国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言について

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

１.医療保険制度改革について

（１）国民健康保険制度について

国民健康保険の都道府県単位化施行後も、現在の国民健康保険の構造的問題に対応し、国民健康保険制度の将来的な安定化を図るため、都道府県と市町村の役割をはじめとする国民健康保険の運営について、引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。また、以前、国において、医療費適正化インセンティブ機能を強化する方向性が示され、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を見直す検討がされていたが、今後もこれを見直すことなく必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、今後も引き続き国民健康保険制度のあり方について、地方との協議により見直しを行い、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

（２）高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

（３）低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。また、平成２２年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減及び減免措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

２.当面の措置及び制度運営について

（１）新たな財政措置について

将来にわたり国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

（２）減額措置の廃止について

未就学児に係る医療費助成については、平成３０年度から国保の減額調整が廃止されることとなったが、小学生等を対象とした医療費助成や障害者医療等の各種医療費助成制度等市町村単独事業（現物給付化）の実施に伴う療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額措置についても廃止すること。

（資料 3-1 参照）

（３）国民健康保険税（料）における賦課・徴収制度について

現行の国民健康保険制度にあっては、保険税（料）は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。

税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者からの賦課・徴収ができるような制度改正を行うこと。

３.特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用については、実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

資料3-1

減額措置の状況

※　福祉医療費助成制度（未就学児に係る助成分を除く）の現物給付における減額状況

	平成28年度の実績		平成28年度に減額された金額		円
	対象	対象者数 （29年3月末）人	療養給付費等負担金	国財政調整交付金	計
長崎市	小学生 ひとり親等 重度心身障	1,967 2,568 3,106	3,574,654 11,915,514 90,546,100	1,583,754 6,911,472 51,657,620	5,158,408 18,826,986 142,203,720

（第４）地域医療保健の充実強化に関する提言について

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．地域医療における医師確保対策等について

（１）医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に離島や過疎地域などにおいては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、平成３０年度からスタートした新専門医制度については、医師偏在を助長することがないよう取組みを行うこと。

（資料 4-1 参照）

（２）自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに地方交付税所要額を確保すること。

（３）救急医療対策への地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、その医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。

２．フッ化物洗口に対する新たな制度創設について

こどもの虫歯予防に有用な集団フッ化物洗口（うがい）について、国庫補助制度を創設すること。

資料4-1

従業地別医師数・主たる診療科【厚生労働省医療統計（H28.12.31）より抜粋】

医療圏区分	人口（H30.1.1）	医師数（実数）	人口10万対率	うち医療施設従事医師数	診療科目内訳				
					内科	小児科	外科	産婦人科	その他
長崎医療圏	520,536	2,177	418.2	2,052	363	94	129	66	1,400
佐世保県北医療圏	318,225	752	236.3	738	152	36	57	27	466
県央医療圏	266,844	836	313.3	817	160	64	58	27	508
県南医療圏	132,051	253	191.6	243	61	7	27	9	139
五島医療圏	35,902	73	203.3	71	27	3	10	3	28
上五島医療圏	21,220	31	146.1	29	16	1	5	0	7
壱岐医療圏	26,187	45	171.8	43	17	3	2	1	20
対馬医療圏	30,271	51	168.5	49	24	3	5	3	14
長崎県計	1,351,236	4,218	312.2	4,042	820	211	293	136	2,582
全　国		319,480	252.4						

※医師数（実数）には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

（第５）福祉施策の充実強化に関する提言について

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．保健福祉施策等の充実強化について

（１）子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

（２）幼稚園・保育所・認定こども園の所管省庁の一本化について

子ども・子育て支援新制度は、内閣府が中心的役割を担い、各省庁と連携を図りながら推進することとされているが、幼保一元化等の子育て支援施策を効率的かつ速やかに進めるために、幼稚園・保育所・認定こども園に係る所管省庁を一本化すること。

（３）国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。

（４）生活保護制度の費用負担について

生活保護に係る費用負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。

２．障害者福祉施策の充実強化について

（１）自立支援給付の適切な実施について

訪問系サービスにおいて、重度障害者への支援の度合が高いなどの要因によりサービス支給額が国庫負担基準を超過した市町村については、事業費の超過負担が発生している。国庫負担基準については順次引き上げが行われているものの、市町村によっては事業費の負担超過の状態が続いていることから、国庫負担基準を見直すなど、早急に然るべき措置を講じること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びストマ装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

（２）地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、その実施を担保するため、所要額に対する補助率（国１／２）の確保とその配分を前提とした国庫補助の見直しを行うとともに、市町村それぞれの実情に応じた必要な取り組みが充分に実施できるよう、財政支援を強化すること。

（資料 5-1 参照）

３．「子ども・子育て支援新制度」施行に係る確実な財源確保について

平成２７年４月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は消費税引き上げによる恒久財源の確保を前提とした制度であり、子ども・子育て支援における教育・保育及び地域の子育て支援の質・量の拡充を図るためには、１兆円程度の追加財源が必要とされているが、消費税率の引き上げにより確保する０．７兆円程度以外の０．３兆円程度の確保について、早期に具体的な確保策を示すこと。

また、消費税率１０％への引き上げまでの間、地方に過剰な負担を強いることがないよう、各年度の予算編成において、十分な財源を確保すること。

さらに、地域子ども・子育て支援事業における国及び都道府県の負担については、子ども・子育て支援法第６７条第２項及び第６８条第２項において、「予算の範囲内で、交付金を交付することができる」と規定されているが、国の予算が不足すれば、市が実施した地域子ども・子育て支援事業について適切に交付金が交付されないことも想定される。

地域子ども・子育て支援事業を確実に推進するためには、国及び都道府県の財政措置は不可欠であることから、その財源については、予算の範囲内ではなく、国及び都道府県の義務として、所要額を負担するよう法改正を行うこと。

４．放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

子ども・子育て支援事業における放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要請する。

（１）放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童などの経済的負担を軽減するため利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。

（２）小規模な放課後児童クラブへの支援の拡充を行うこと。

（３）借家で運営している既存クラブへの賃借料の助成について、補助制度の対象とすること。

資料5-1

平成29年度 障害者自立支援給付事業費（実績）

市 名	事業費	事業費負担内訳						負担超過額
		国 費	負担割合（%）	県 費	負担割合（%）	市 費	負担割合（%）	市の負担率（事業費の1/4）との差額
長崎市	8,120,854,288	4,060,427,143	50.0	2,030,213,570	25.0	2,030,213,575	25.0	3
佐世保市	5,889,513,393	2,944,756,695	50.0	1,472,378,346	25.0	1,472,378,352	25.0	4
島原市	1,281,512,255	640,756,126	50.0	320,378,062	25.0	320,378,067	25.0	3
諫早市	3,267,108,647	1,633,554,323	50.0	816,777,160	25.0	816,777,164	25.0	2
大村市	2,214,190,817	1,107,095,407	50.0	553,547,703	25.0	553,547,707	25.0	3
平戸市	1,072,663,934	536,331,966	50.0	268,165,982	25.0	268,165,986	25.0	2
松浦市	688,279,771	344,139,885	50.0	172,069,942	25.0	172,069,944	25.0	1
対馬市	787,059,545	388,092,917	49.3	194,046,458	24.7	204,920,170	26.0	8,155,284
壱岐市	690,146,323	343,139,396	49.7	171,569,697	24.9	175,437,230	25.4	2,900,649
五島市	1,168,852,111	584,426,055	50.0	292,213,027	25.0	292,213,029	25.0	1
西海市	763,474,044	378,212,625	49.5	189,106,312	24.8	196,155,107	25.7	5,286,596
雲仙市	1,632,764,106	816,382,051	50.0	408,191,024	25.0	408,191,031	25.0	4
南島原市	1,242,491,538	617,456,050	49.7	308,728,025	24.8	316,307,463	25.5	5,684,578
合 計	28,818,910,772	14,394,770,639	49.9	7,197,385,308	25.0	7,226,754,825	25.1	22,027,130

平成29年度 地域生活支援事業費（実績）

市 名	事業費	事業費負担内訳						負担超過額※	事業費の内、自立支援給付へ要望する事業				
		国 費	負担割合（%）	県 費	負担割合（%）	市 費	負担割合（%）	市の負担率（事業費の1/4）との差額	計	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	ストマ装具給付
長崎市	319,925,755	130,134,000	40.7	65,067,000	20.3	124,724,755	39.0	44,743,316	218,433,760	109,987,965	14,719,038	14,664,098	79,062,659
佐世保市	119,591,422	48,884,000	40.9	24,442,000	20.4	46,265,422	38.7	16,367,566	83,558,019	10,397,570	5,488,965	3,529,240	64,142,244
島原市	35,442,714	16,764,000	47.3	7,283,000	20.5	11,395,714	32.2	2,535,035	21,425,980	3,114,657	3,003,141	5,292,500	10,015,682
諫早市	83,286,167	32,577,000	39.1	16,288,000	19.6	34,421,167	41.3	13,599,625	55,891,421	12,210,056	14,668,081	561,250	28,452,034
大村市	75,708,131	30,063,000	39.7	15,031,000	19.9	30,614,131	40.4	11,687,098	35,780,400	8,479,428	5,127,175	1,743,226	20,430,571
平戸市	24,224,453	10,120,000	41.8	5,060,000	20.9	9,044,455	37.3	2,988,342	19,116,299	12,407,605	746,240	573,750	5,388,704
松浦市	11,860,052	5,599,000	47.2	2,799,000	23.6	3,462,052	29.2	497,039	10,142,614	4,418,062	313,263	862,500	4,548,789
対馬市	40,894,825	16,237,000	39.7	8,118,000	19.9	16,539,825	40.4	6,316,119	33,838,840	19,151,079	5,356,480	3,443,014	5,888,267
壱岐市	56,618,356	23,063,000	40.7	11,531,000	20.4	22,024,356	38.9	7,869,767	53,730,687	21,473,478	26,068,326	325,000	5,863,883
五島市	44,317,598	17,737,000	40.0	8,868,000	20.0	17,712,598	40.0	6,633,198	12,989,624	980,505	4,359,294	0	7,649,825
西海市	16,489,262	6,673,000	40.5	3,336,500	20.2	6,479,762	39.3	2,357,446	11,522,036	470,775	6,269,230	0	4,782,031
雲仙市	25,146,374	12,573,000	50.0	6,286,000	25.0	6,286,594	25.0	0	15,330,164	4,096,538	1,766,447	0	9,467,179
南島原市	35,802,696	14,915,000	41.7	7,175,000	20.0	13,712,696	38.3	4,762,022	20,363,117	1,058,670	585,222	5,579,800	13,139,425
合 計	889,307,805	365,339,000	41.1	181,284,500	20.4	342,683,527	38.5	120,356,573	592,122,961	208,246,388	88,470,902	36,574,378	258,831,293

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国（50/100）、県（25/100）の補助を基準として算定。

（第６）介護保険制度等に関する提言について

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

１．第１号被保険者の保険料について

第１号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

（資料 6-1 参照）

２．介護従事者の人材確保について

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足及び離職率の高さなどが問題になっており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着につながる対策を確実に実施すること。

資料6-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

（単位:円）

	第6期 (H27～H29)	段階数	第7期 (H30～H32)	段階数	改定率
長崎市	6,083	9	6,800	10	11.8 %
佐世保市	5,722	9	5,822	9	1.7 %
諫早市	5,170	9	5,970	9	15.5 %
大村市	5,600	9	5,800	9	3.6 %
平戸市	5,580	9	6,175	9	10.7 %
松浦市	5,520	11	5,592	11	1.3 %
対馬市	5,700	10	6,300	10	10.5 %
壱岐市	5,262	9	6,145	9	16.8 %
五島市	6,233	9	6,760	9	8.5 %
西海市	5,500	9	5,925	9	7.7 %
島原地域広域市町村圏組合	5,791	10	6,500	10	12.2 %
平均	5,651	－	6,163	－	9.1 %

（第７）生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．大気汚染の防止対策について

大気汚染による健康被害は、深刻な問題であり、近年は、微小粒子状物質(PM2.5)等の大気汚染物質が環境基準値を超えた値で観測されている。現在、国は、日中韓三ヵ国環境大臣会合に基づく取り組みや国連環境計画、クリーン・エア・アジアなどの国際機関と連携した取り組み等を行っているところであるが、今後も、大陸からの越境汚染により、更なる大気汚染が懸念されるため、汚染原因の早期究明を行い、国際的な対応も視野に入れたより具体的な大気汚染対策に取り組むとともに、自治体に対し適切に情報提供を行うよう強く要請する。

（資料 7-1 参照）

２．九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の火山監視・観測・研究体制の充実強化について

雲仙岳の継続的な監視・観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、雲仙岳における火山監視・観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。

資料7-1

PM2.5　1日平均値（平成30年３月）

地区	県央									県南		五島	壱岐	対馬	県北			
選定局	稲佐小学校	小ヶ倉支所	東長崎支所	村松	時津小学校	諫早	大村	川棚	雪浦	島原	小浜	五島	壱岐	対馬	大塔	福石	吉井	松浦志佐
1日	20	18	17	18	19	15	16	17	18	21	17	24	25	15	20	24	21	20
2日	13	12	13	11	13	11	11	11	10	16	9	17	12	11	12	16	10	12
3日	13	10	12	14	13	11	15	14	10	14	12	10	13	10	14	17	10	11
4日	12	9	10	10	12	9	12	12	9	16	9	9	15	11	11	15	9	9
5日	7	7	6	5	3	5	4	4	8	8	5	7	6	3	3	6	3	5
6日	7	6	6	5	7	6	4	6	6	7	6	10	10	6	6	8	8	8
7日	10	10	9	10	8	18	8	9	8	10	6	12	13	8	11	13	11	11
8日	3	4	2	4	3	5	2	3	3	3	1	6	5	5	2	5	3	5
9日	7	6	8	6	6	6	6	6	8	8	6	10	10	7	6	9	8	8
10日	10	9	10	9	9	9	10	9	10	7	7	12	12	11	10	14	11	10
11日	18	19	17	14	16	13	16	19	18	14	9	23	32	24	20	23	23	26
12日	24	21	19	20	23	16	20	21	19	20	12	29	34	17	27	28	19	21
13日	21	23	20	17	19	16	20	21	19	23	14	19	20	13	9	23	17	18
14日	21	21	20	18	18	15	18	18	16	24	17	16	17	10	7	22	14	20
15日	12	10	13	11	18	13	12	14	14	15	9	11	14	10	6	18	14	7
16日	7	7	7	7	8	6	5	5	10	7	4	11	10	8	3	9	13	7
17日	7	7	7	6	5	8	8	6	6	7	7	8	9	6	4	10	8	7
18日					12	10	11	10	13	9	10	11	14	11	5	14	11	14
19日	5	4	3	6	5	5	3	6	5	8	3	5	7	5	3	9	5	5
20日	4	3	3	3	3	2	1	3	3	2	−1	8	10	9	2	4	5	5
21日	2	2	2	2	1	1	0	1	1	0	−1	3	3	2	1	4	2	0
22日	8	6	4	5	4	4	5	5	5	3	1	4	7	3	4	8	6	4
23日	10	9	9	8	8	7	8	9	8	6	5	9	10	10	10	14	10	8
24日	28	28	23	25	22	15	21	23	21	16	17	38	29	31	25	30	22	20
25日	57	52	48	48	46	29	50	41	47	40	45	47	66	49	46	54	50	47
26日	43	44	40	38	36	27	37	37	36	42	31	45	43	24	43	52	36	38
27日	34	35	31	31	30	24	31	32	32	34	26	33	44	23	34	42	29	30
28日	25	27	20	21	20	19	21	23	22	22	15	25	35	20	26	33	23	24
29日	16	18	14	16	16	13	14	18	18	16	13	21	26	21	18	24	20	23
30日	25	25	21	20	22	19	21	21	20	23	20	22	19	13	20	27	23	19
31日	28	27	24	23	23	21	22	24	23	22	24	21	21	12	23	28	23	20

環境基準値（1日平均値 35μg/m³以下）超過

PM2.5　1日平均値の環境基準値（35μg/㎥）を超えた日数

	H29.5月	H29.6月	H29.7月	H29.8月	H29.9月	H29.10月	H29.11月	H29.12月	H30.1月	H30.2月	H30.3月	H30.4月	延日数
稲佐小学校	1							1	1		2	2	7
小ヶ倉支所	1								1		3	2	7
東長崎支所	1										2		3
村松	1										2		3
時津小学校	1										2	1	4
諫早	1							1	1				3
大村	1										2		3
川棚	1										2		3
雪浦	1										2		3
島原								2	1	1	2		6
小浜											1	1	2
五島	1								1	1	3	1	7
壱岐	1							1	1	2	4	2	11
対馬	1				1			1	1	1	1	1	7
大塔	1				1					1	2		5
福石	1				1			1	1	1	3	2	10
吉井	1									1	2	1	5
松浦志佐	1									1	2	1	5

（第８）九州新幹線等の整備促進に関する提言について

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

（資料 8-1 参照）

１.九州新幹線西九州ルートの着実な整備について

九州新幹線西九州ルートについては、平成２４年６月に、武雄温泉～長崎間を、標準軌（フル規格）により整備する内容の認可がなされ、現在、用地買収やトンネル・橋梁工事などが進められている。

地元において果たすべき役割については努力を惜しまない所存であるので、次の事項について特段の配慮をすること。

（１）平成３４年度の開業を着実に行うこと。

（２）「ミニ新幹線」と比較し、費用対効果が高く、「速達性」、「安全性」、「定時性」に優れ、関西圏に乗り換えなしで直結し「広域交流人口の拡大」という本来の新幹線整備の効果を最大限に発揮でき、九州全体の発展に最も効果的な「全線フル規格」による整備方針を早期に決定すること。

（３）国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が困難になったという特殊事情を考慮して、「全線フル規格」での整備費用の追加負担分について、国の責任において財源確保の検討を進めること。

（４）暫定開業時の運行本数について早期に示すとともに、利用料金など利用者への運行サービスの低下が生じないよう関係者との調整を図ること。

（５）公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。

２.県下幹線鉄道の整備改善について

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、ＪＲ佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成 4 年 11 月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線の整備改良及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めるとともに、これらの財源についても特段の配慮をすること。

（１）佐世保市から九州新幹線西九州ルートへの直通運行を含むＪＲ佐世保線の輸送改善について

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の開業効果を県北地域に波及させるために、佐世保市から西九州ルートへの直通運行が可能となるよう、佐世保線の整備改良に必要な調査及び実証運行を実施すること。

（２）フル規格新幹線鉄道網への直通運行について

長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときには、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行ができるように努めること。

（３）在来線の整備財源について

在来線の整備に対する自治体負担軽減のため、在来幹線の高速化を図る事業の補助率の嵩上げを行うこと。

３．ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の促進について

本事業は、踏切除却による交通混雑の緩和を図るとともに、土地区画整理事業と一体となり長崎駅周辺のまちづくりを進める上で必要不可欠な事業であるため、両事業の整備促進に向け、事業予算確保等に配慮すること。

４．地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠である。しかしながら、特に車両全般検査については年々国庫補助の予算確保が厳しくなっている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、車両を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保され、国の要綱に定める補助率上限での確実な支援並びに国庫補助率の嵩上げ及び地方負担に係る財源措置の拡充等、支援策の充実を図ること。

資料8-1

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）概要図
（平成３４年度暫定開業時）

暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速１時間２２分（現行「特急かもめ」最速１時間４８分より２６分短縮）【国土交通省試算】

（第９）高速道路網等の整備促進に関する提言について

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

１．道路整備の安定的財源確保について

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が真に必要とする海路及び道路整備が推進できるように必要な財源の充実強化を図ること。

地方創生に資する道路整備を重点的かつ計画的に推進するため、公共事業関係費を増額するとともに安定的かつ持続的な道路整備に必要な予算を確保すること。

（資料 9-1 参照）

２．道路網の整備について　**（資料 9-2 参照）**

（１）高規格幹線道路の整備について

①　西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　松浦佐々道路（松浦ＩＣから佐々ＩＣ）の早期供用開始に向けた事業促進

イ　伊万里松浦道路（伊万里西ＩＣ（仮称）から松浦ＩＣ）の早期供用開始に向けた事業促進

②　九州横断自動車道の整備促進

九州横断自動車道長崎大分線は、日本の西端である長崎市と九州北東部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　長崎ＩＣ～長崎多良見ＩＣの４車線化の早期供用開始に向けた事業促進

（２）地域高規格道路の整備について

①　島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早ＩＣ間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　島原市から諫早市間の早期整備、とりわけ島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の一体的な早期事業化

イ　雲仙市瑞穂町から諫早市小野町間の整備区間の早期整備

ウ　諫早市小野町から長野町の調査区間の指定

エ　一般県道諫早外環状線（長野町～貝津町）の早期整備

②　島原天草長島連絡道路（深江町～口之津港）の早期事業化

③　長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備

（ア）時津町日並から時津町野田間の早期完成

（イ）西海市西彼町大串から時津町日並間の早期事業化

イ　長崎南北幹線道路（長崎市～時津町）の早期整備

④　有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の早期事業化

⑤　国道２０５号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への早期着手

（３）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

①　一般国道２０５号の早期整備

ア　針尾バイパスの整備促進、とりわけ江上交差点立体化の平成３１年度中完成

イ　現道の改良等

②　一般国道５７号の早期整備

ア　一般国道５７号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ　愛野・小浜バイパスの早期事業化及び一般国道５７号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化

③　一般国道３４号の早期整備

ア　大村諫早拡幅の整備促進

イ　大村拡幅の早期完成

ウ　諫早北バイパスの４車線化

エ　日見バイパスの４車線化の早期完成

④　一般国道３８２号の整備促進

⑤　一般国道３８４号の整備促進

（４）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
② 五島連絡橋建設のための調査事業の実施
③ 嬬娥三島大橋と原島大橋架橋の早期実現
④ 松島架橋の早期実現
⑤ 大村湾横断道路構想の推進

（資料 9-3 参照）

３．道路事業における補助制度の拡充について

道路事業のうち、土地開発基金などにより先行取得した建物補償の買戻しについて、重要度の高い市街地部においては、より柔軟かつ円滑に交渉等の事務を進め、早期完成や計画的な進捗が図れるよう、街路事業と同様の補助の取扱いとすること。

４．公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業（道路事業））の期間撤廃について

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、道路事業の長寿命化事業を対象とした公共施設等適正管理推進事業債について、平成 29 年度から平成 33 年度までの時限措置となっているが、長寿命化事業は計画的・継続的な取り組みが必要である。

このことから、早期に公共施設等適正管理推進事業債の期間を撤廃し、継続的な長寿命化事業への取り組みが可能となるようにしていただきたい。

５．社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、社会資本整備総合交付金事業における道路事業（舗装補修）について、平成３０年度より大型車交通量（大型車 250 台／日・1 方向未満）の条件が設けられたが、バス路線等、住民の生活に重要な役割を果たす道路について、補助対象となるよう、条件の緩和を行うこと。

６.港湾の整備促進について

港湾は、産業活動・生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化、産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠であるため、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）

７．所有者の所在の把握が難しい土地への対応について

現在、我々地方自治体が社会資本整備事業（特に道路事業等）を実施する際に、所有者の所在の把握が難しい土地等の取得が難航し、事業進捗の大きな障壁となっている。

こうした中、国土交通省は本年の通常国会に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案を提出し、平成 30 年６月６日成立した。また、法務省においても土地問題の抜本的解決につなげるため「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」を昨年１０月に発足させ、不動産登記法と民法の改正を視野に議論を進め、２０１９年までに報告書にとりまとめるとした。

国においては、用地取得の難航が事業進捗の障壁となっている地方自治体の問題を早急に解決すべく「所有者の所在の把握が難しい土地への対応について」、関係省庁が一体となって必要となる法案の早期具現化を図ること。

８．公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について

公共事業の用地買収に伴い、必要となる所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料については、土地所有者の負担となっていることから、国の関係機関で調整の上、全国的に統一した免除制度として確立すること。

資料9-1

○道路整備の状況

（単位：%）

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	61.6	55.4	50.1	51.2
	改良率	91.2	61.8	50.1	53.5
全　国	整備率	68.7	59.2	58.8	59.3
	改良率	92.6	70.2	58.8	61.6

※道路統計年報より(平成28年4月1日現在)

○道路関係経費の状況

市名	経費（千円）		差（千円）	対前年比
	27年度(A)	28年度(B)	(B)-(A)	(B)/(A)
長崎市	14,261,667	14,669,331	407,664	102.9%
佐世保市	5,373,312	5,177,006	△ 196,306	96.3%
島原市	1,134,571	1,091,058	△ 43,513	96.2%
諫早市	4,522,024	4,189,930	△ 332,094	92.7%
大村市	1,583,479	2,519,486	936,007	159.1%
平戸市	2,339,113	2,249,930	△ 89,183	96.2%
松浦市	1,378,743	1,505,702	126,959	109.2%
対馬市	2,923,549	2,953,410	29,861	101.0%
壱岐市	2,098,711	2,125,804	27,093	101.3%
五島市	1,964,833	2,188,900	224,067	111.4%
西海市	1,050,846	905,547	△ 145,299	86.2%
雲仙市	1,200,617	1,266,668	66,051	105.5%
南島原市	3,615,654	3,593,734	△ 21,920	99.4%
合 計	43,447,119	44,436,506	989,387	102.3%

※平成27・28年度地方財政状況調査（表70）より

資料9-2

長崎、西彼杵、佐世保地域

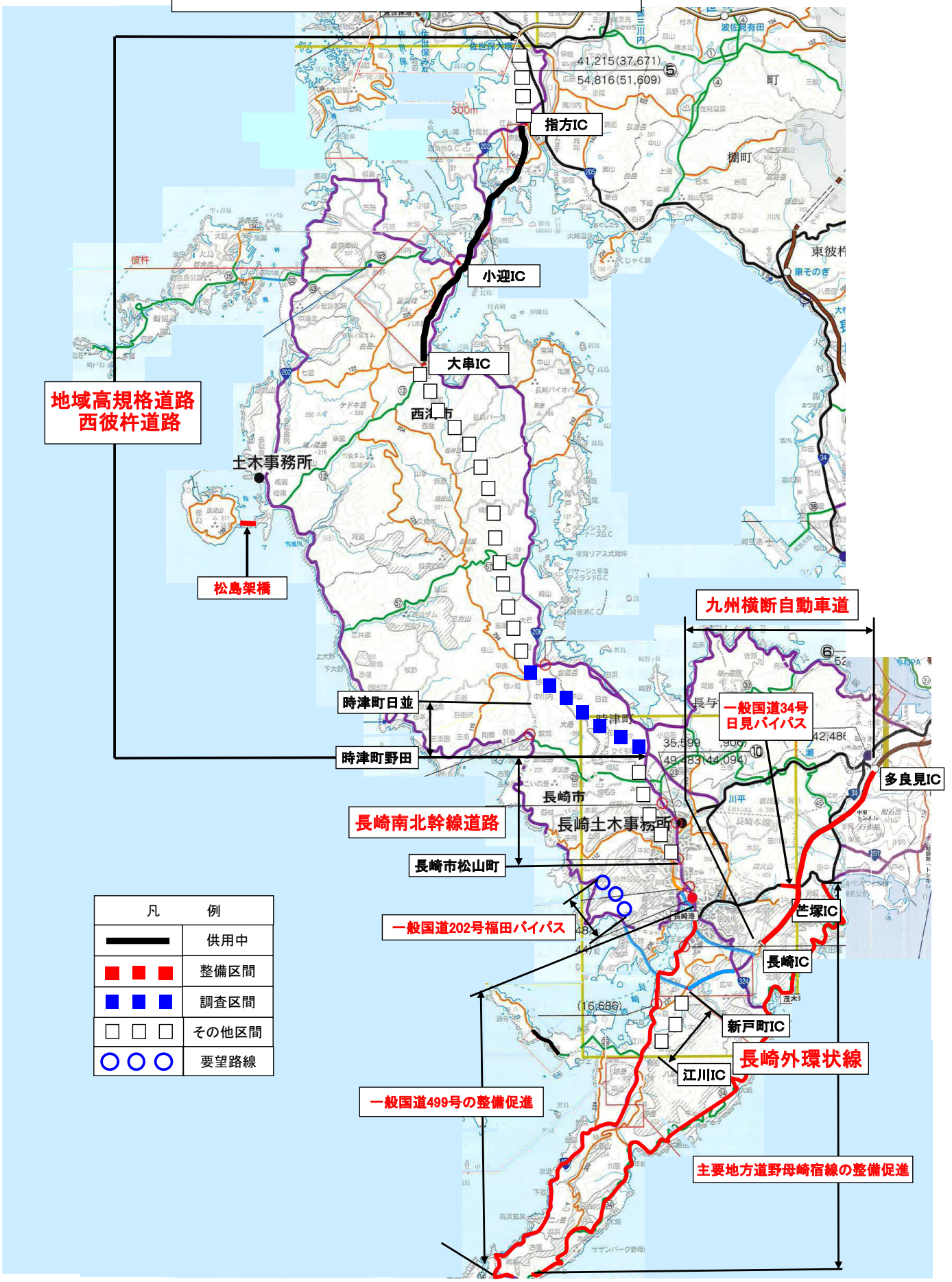

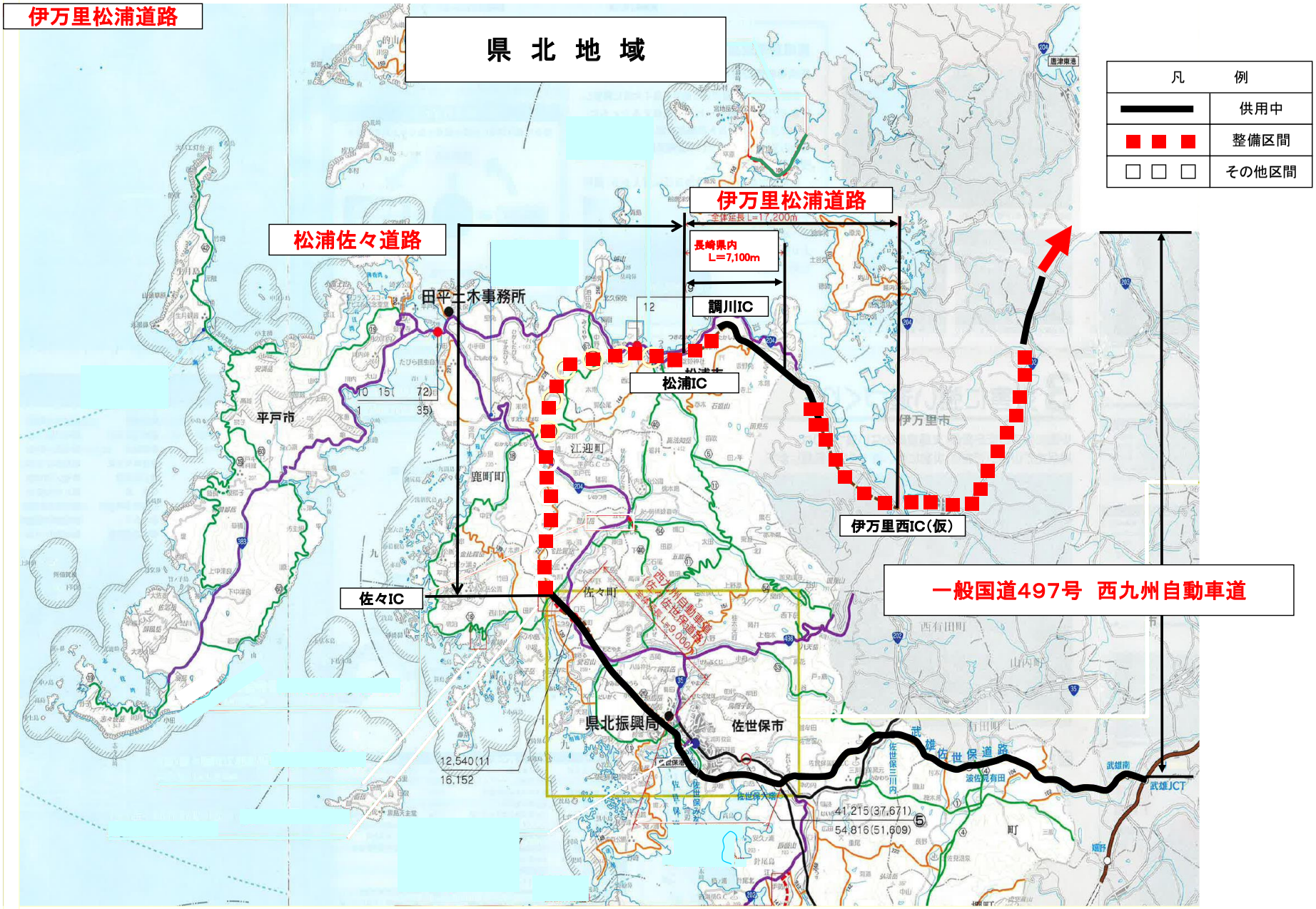
伊万里松浦道路
県 北 地 域
凡 例
供用中
整備区間
その他区間
伊万里松浦道路
全体延長 L=17,200m
長崎県内
L=7,100m
松浦佐々道路
調川IC
松浦IC
伊万里西IC(仮)
一般国道497号 西九州自動車道
田平土木事務所
平戸市
江迎町
鹿町町
佐々町
佐々IC
県北振興局
佐世保市
伊万里市
武雄佐世保道路
武雄JCT
12,540(11
16,152
41,215(37,671)
54,816(51,609)

県央県北地域

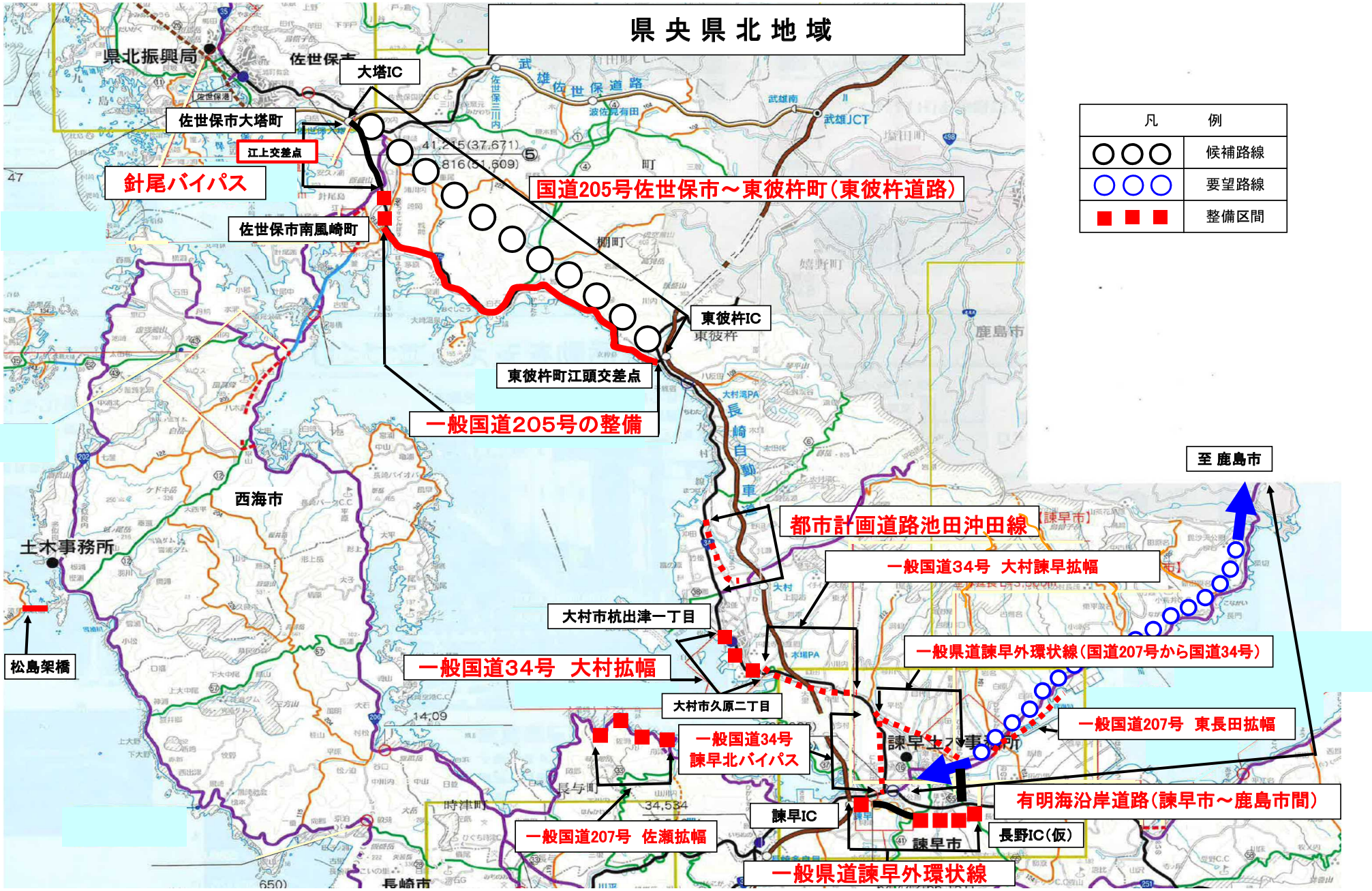

県北振興局
佐世保市
大塔IC
佐世保市大塔町
江上交差点
針尾バイパス
佐世保市南風崎町
国道205号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）
東彼杵IC
東彼杵町江頭交差点
一般国道205号の整備
西海市
土木事務所
松島架橋
都市計画道路池田沖田線
一般国道34号　大村諫早拡幅
大村市杭出津一丁目
一般国道34号　大村拡幅
大村市久原二丁目
一般県道諫早外環状線（国道207号から国道34号）
一般国道207号　東長田拡幅
一般国道34号
諫早北バイパス
有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）
諫早IC
長野IC（仮）
一般国道207号　佐瀬拡幅
一般県道諫早外環状線
諫早市
長崎市
鹿島市
至 鹿島市
凡　例
候補路線
要望路線
整備区間

県央県南地域

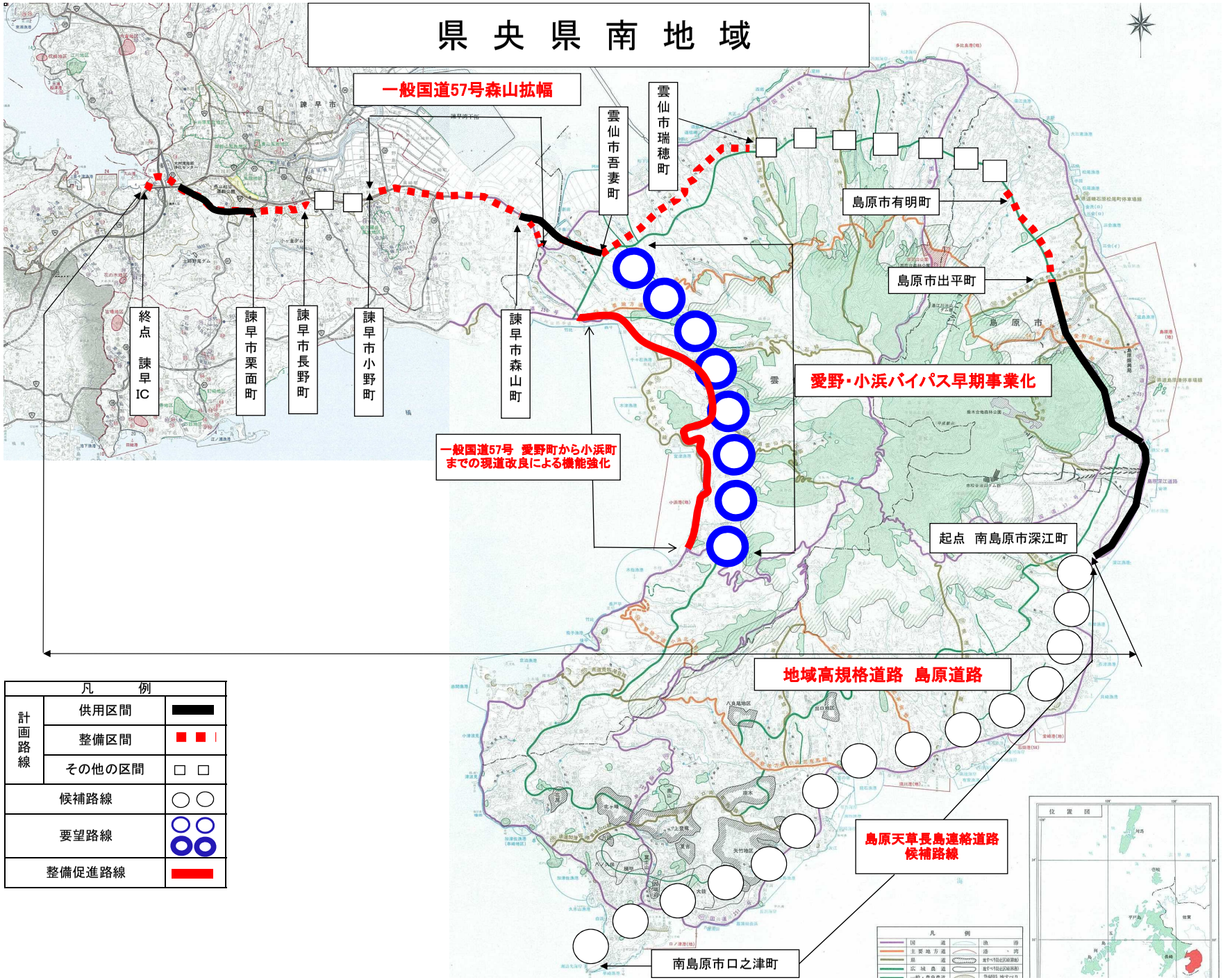
一般国道57号森山拡幅
雲仙市吾妻町
雲仙市瑞穂町
島原市有明町
島原市出平町
諫早市
諫早市栗面町
諫早市長野町
諫早市小野町
諫早市森山町
終点 諫早IC
愛野・小浜バイパス早期事業化
一般国道57号 愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化
起点 南島原市深江町
地域高規格道路 島原道路
島原天草長島連絡道路候補路線
南島原市口之津町
凡例
計画路線
供用区間
整備区間
その他の区間
候補路線
要望路線
整備促進路線

壱岐・対馬地域

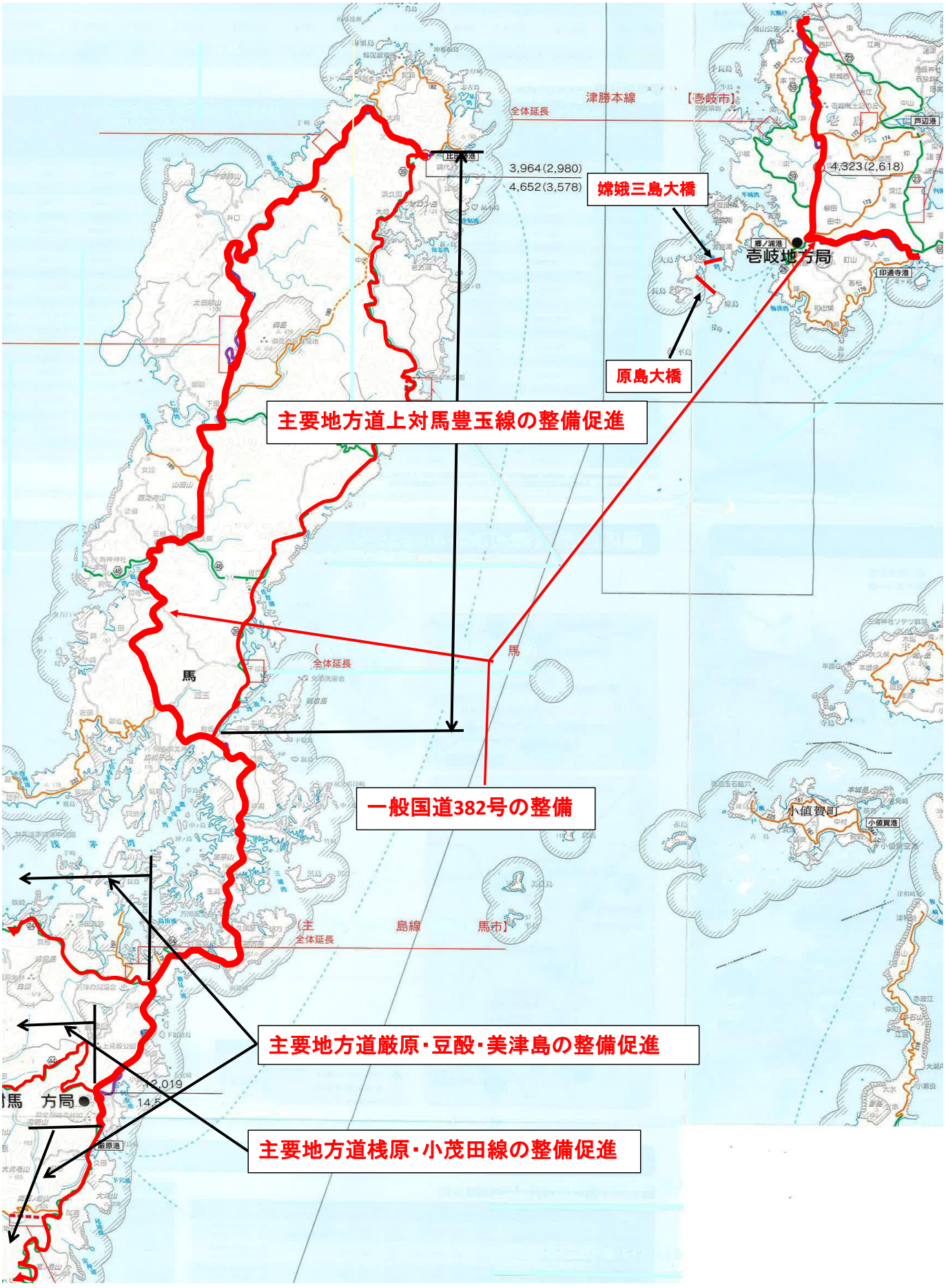

津勝本線
【壱岐市】
全体延長
3,964(2,980)
4,652(3,578)
4,323(2,618)
嫦娥三島大橋
壱岐地方局
原島大橋
主要地方道上対馬豊玉線の整備促進
一般国道382号の整備
主要地方道厳原・豆酘・美津島の整備促進
主要地方道桟原・小茂田線の整備促進
馬
小値賀町

五 島 市 全 図

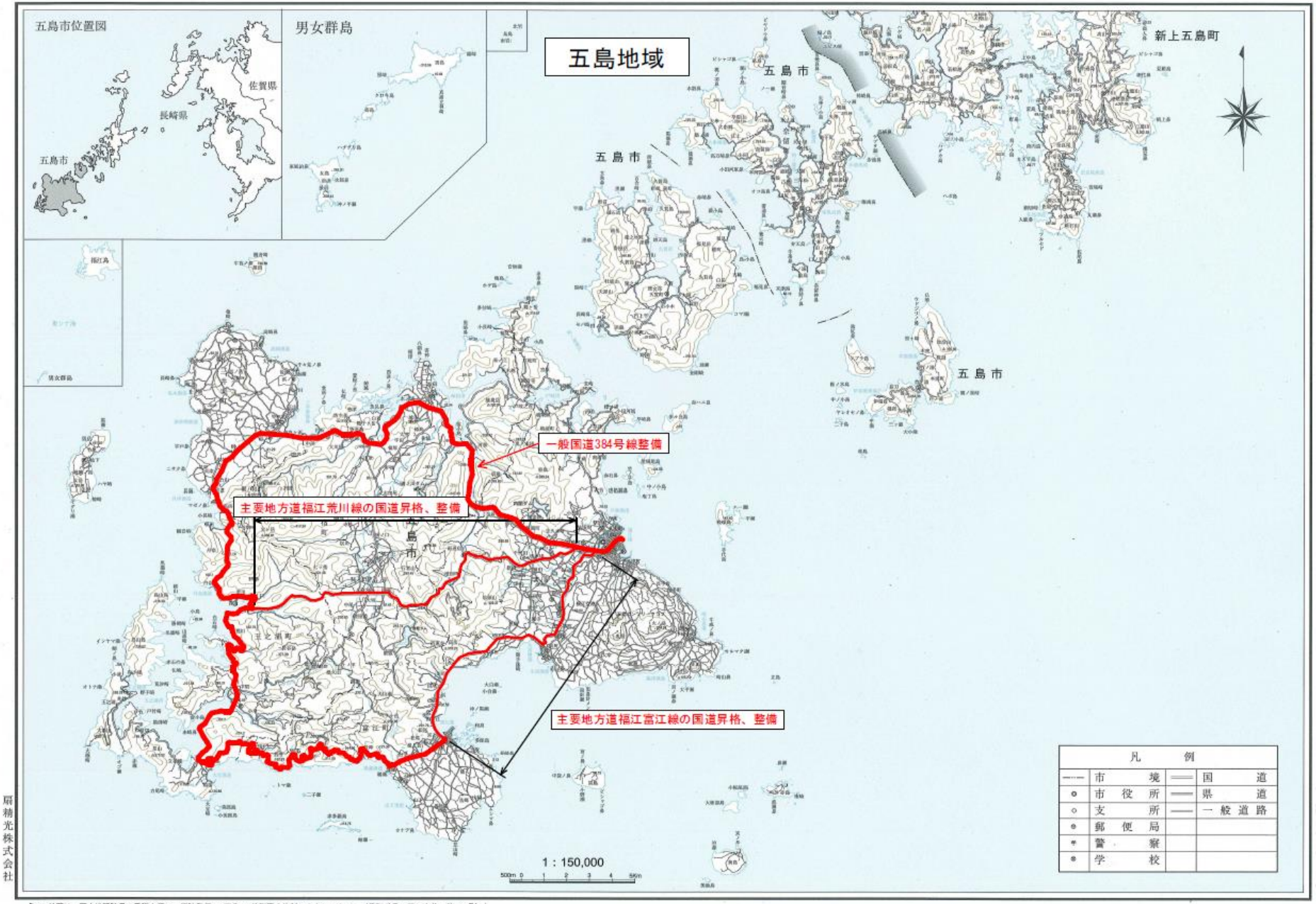

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。（承認番号　平18九複、第30号）」

平成十八年五月

長崎県五島市

扇精光株式会社

資料9-3

長崎県県央振興局農林部管内図
佐世保市
ハウステンボス
波佐見町
波佐見焼
川棚町
川棚くじゃく住
西海市
西海橋
東彼杵町
東そのぎ茶畑
大村市
長崎空港
諫早市
諫早市のぞみ公園の桜園
時津町
時津町ペーロン船
長与町
長与町みかん畑
長崎市
【大村湾の概要】
・沿岸延長　３６０km
・湾の面積　３２０k㎡（約南北２６km、東西１１km）
・水深　平均１４．８m（最大５４m）
・流水人口　1,000,392 人
※長崎県市町村別年齢別推計人口（H26 年 6 月現在）
・島の数　５８（０．１ha 以上のもの）

（第１０）農林水産業の振興に関する提言について

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

１．農業の振興対策について

（１）経営所得安定対策について

集落営農の組織化には、地域農業を支える中心的政策である経営所得安定対策の制度拡充は有効な取り組みである。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図ること。

（２）農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

（３）農業災害補償制度における国庫負担について

穀類(米・麦)、果樹等を取り巻く情勢は、担い手の不足により生産量が減少することのほか、近年、地球温暖化・局地的豪雨など異常気象による農作物の被害、イノシシ等による鳥獣被害も年々増加するなど、依然として大変厳しい状況であることから、農業共済掛金の国庫負担割合を現状のまま堅持すること。

（資料 10-1 参照）

（４）有害鳥獣被害対策の予算確保及び早期の予算執行について

長崎県内におけるイノシシ等の有害鳥獣による農作物被害金額は、ピークであった平成１６年度と比較すると平成２７年度で約２８％に減少したものの、平成２８年度は再び約３億円の被害と増加しており依然として深刻な状況に

ある。そのような中、各市は防護柵整備の拡充や、猟友会との連携による捕獲活動の強化等に取り組んできたが、有害鳥獣被害対策支援の大きな柱となっている「鳥獣被害防止総合対策事業」の国配分率は、要望額を大きく下回っている。

有害鳥獣被害対策は、継続的な取組みが不可欠であることから、充分な予算を確保すること。

また、有害鳥獣被害防止のためには、間断なく、捕獲活動を行うことが必要であり、補助金の内示や交付などの手続きを円滑に行い、速やかに予算を執行すること。

（５）農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後１０年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

（６）燃油高騰対策の強化について

現在、特例として措置されている農林漁業用Ａ重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律３：１に見直したうえで、事業を継続すること。

（７）農業次世代人材投資資金制度の拡充について

農業次世代人材投資資金制度については、青年就農者の就農初動期における負担軽減により経営安定につながり、就農者の拡大に効果が高い制度であるが、現在の新規就農状況は、定年帰農者やＵＩＪターン者等の多様な担い手が中心となっており、４５歳以上の就農者が占める割合が高いことから、現行の「４５歳未満」とする年齢要件を緩和するなど制度を拡充するとともに、親元就農ケースにおける支給要件の緩和などを行い、農業の担い手の確保・育成を図ること。

（８）環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

２.水産業の振興対策について

（１）養殖トラフグの消費拡大について

近年、中国から輸入される安価な養殖トラフグの供給過剰に伴い国産トラフグの価格下落を招いてきた。現在、ピーク時の輸入量から減少はしているものの、依然として国産養殖トラフグの価格に影響を及ぼしておりトラフグ生産者にとって厳しい状況は続いている。

このような状況の中、平成２８年９月に中国国内におけるフグ食の解禁が実現したが、中国国内において養殖され加工した製品の流通を認めるもので、天然魚や活魚、輸入品については対象外となっている。

こうした状況を踏まえ、中国や他国へのトラフグ食文化やトラフグ加工品のＰＲを行い、トラフグ輸出の解禁を働きかけるとともに、トラフグの輸出促進への支援を行い、養殖業者の経営安定を図ること。

（２）放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されるため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
② 漁船登録時における廃船処理に関する費用預託や誓約書の提出
③ 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認
④ 日本小型船舶検査機構と自治体との情報共有化の構築
⑤ 船舶購入時における登録制度の強化（係船許可証明、所有後の船舶売買の報告義務等）

（資料 10-2 参照）

（３）漁業就業者対策の充実について

「漁業就業者確保・育成対策事業」の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくないことから、新規漁業就業者へ期限を定めた給付金（経営開始型）の支援制度を創設すること。

資料10-1

平成28年度　長崎県市町別イノシシ被害額一覧（上位順）

【単位　金額：千円　被害面積：ha 被害量：t】

順位	市町名	金額	被害面積	被害量
1	佐世保市	38,998	36	381
2	長崎市	37,712	201	180
3	諫早市	35,640	30	175
4	南島原市	23,526	23	80
5	平戸市	22,530	29	173
6	大村市	12,186	22	119
7	長与町	10,109	4	62
8	雲仙市	9,232	35	61
9	西海市	8,010	11	43
10	対馬市	7,130	3	25
11	波佐見町	6,370	8	28
12	松浦市	5,193	6	28
13	東彼杵町	4,766	5	21
14	川棚町	3,265	4	14
15	小値賀町	1,799	2	75
16	佐々町	1,450	2	8
17	五島市	1,201	1	14
18	島原市	996	2	6
19	時津町	184	1	1
20	新上五島町	132	0	1
21	壱岐市	48	0	0
合計		230,477	429	1,494

※被害面積については、ラウンドの関係上合計値が一致しません。

資料10-2

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（Ｈ３０．３．３１調査）

長崎市	51隻
佐世保市	62隻
諫早市	0隻
大村市	0隻
対馬市	19隻
壱岐市	26隻
平戸市	53隻
松浦市	33隻
五島市	51隻
西海市	20隻
島原市	0隻
南島原市	27隻
雲仙市	14隻
合　計	356隻

（第１１号）地域経済の活性化に関する提言について

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

１.地域経済牽引事業への支援措置について

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。

（資料 11-1 参照）

２．九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について

（１）対策の検討について

雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会における検討結果をふまえ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた「減災」の視点に立った対策の強化とともに、今なお微動している溶岩ドームの崩壊に関し、雲仙復興事務所の高度な技術力を駆使しさらなる検討を実施すること。

（２）防災監視・観測体制の強化・存続について

土石流及び溶岩ドーム崩壊に対する地元住民の懸念が払拭されない中、雲仙復興事務所を国の出先機関原則廃止の対象とはせず、地域住民の生命・財産を守るため、同事務所の防災監視・観測体制をさらに強化し存続させること。

資料11-1

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称：地域未来投資促進法）」（平成２９年７月３１日施行）

＜主な支援措置＞

①設備投資に関する支援措置

〇地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

（対象資産：土地、建物、構築物）

〇課税の特例

・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：４０％特別償却、４％税額控除

⇒建物等　　：２０％特別償却、２％税額控除

②人材に関する支援措置

〇海外市場展開等の専門人材による人的支援

・地域中核企業創出・支援事業

③財政・金融面の支援措置

〇地域経済牽引事業に対する補助等

・地方創生推進交付金、省エネ補助金等の活用

〇リスクマネーの供給促進

・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設

④情報に関する支援措置

〇候補企業の発掘等のための情報提供

・地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ）等を活用

〇ＩＴ活用に関する知見の支援

・情報処理推進機構（ＩＰＡ）による協力業務

⑤規制の特例措置等

〇幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

・工場立地法の緑地面積率の緩和

・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加　等

〇農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

〇事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物

⇩

機械及び装置が補てん対象となっていない